

第2章　対象事業の目的及び概要

第2章 対象事業の目的及び概要

2-1 対象事業の名称

2-1-1 名称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

2-1-2 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第19号)

2-1-3 所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字屏風、大字深輪 の一部

2-2 対象事業計画の背景

本事業の背景にある埼玉県及び杉戸町の上位計画は以下に示すとおりである。

2-2-1 埼玉県の上位計画

1) 第4次埼玉県国土利用計画

『第4次埼玉県国土利用計画』(平成22年12月)では、基準年次を平成20年、目標年次を平成32年次として、埼玉県土の利用に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画を記載している。また、平成25年2月に策定された『埼玉県土地利用基本計画』の基本となったものである。

同計画では、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて「県土の有効利用」、「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、「安心・安全な県土利用」、「多様な主体の参画、計画的な県土利用」の四つの項目を基本方針としている。

「県土の有効利用」の促進において示されている工業用地に関する位置づけは以下のとおりである。

- ・埼玉県の立地優位性や工場の立地動向等を踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。
- ・圏央道整備に伴い、今後、開発の進展が見込まれる地域においては、関係市町との連携により乱開発抑止対策を講ずることで、豊かな自然や景観、農用地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。
- ・県内への立地を検討している企業等からの相談に対しては、既存の工業団地や工業適地への立地を誘導する。

2) 埼玉農林業・農山村振興ビジョン

農林業を収益力のある魅力的な産業として確立し、担い手の経営努力が活かされる環境づくりを進め、さらに県民が農林業・農山村に親しみながらその生活に活かしていくこうとする活動を推進するために策定したものである。

ビジョンが目指す将来像は以下の4つであり、将来像の実現に向けて、取組の基本的な考え方、それに基づく具体的な取組の展開方向が記載されている。

なお、目標年度は、平成23年度から平成27年度の5年間としている。

- ・食料などの安定供給を通じて県民生活を支えている農業
- ・県民に様々な恩恵をもたらしている森林・林業
- ・県民の共通財産として様々な活動が展開されている農山村
- ・県民が生活に積極的に活かしている農林業・農山村の多面的機能

3) 埼玉県5か年計画

埼玉県は、平成24年6月に平成24年度からの5年間に取り組むべき施策の体系を明らかにした『埼玉県5か年計画』を策定した。計画では、県が進むべき針路として「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」を掲げている。

分野別施策の中の経済・産業を支える分野において、基本目標の一つに「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」があり、「産業集積の推進」という項目がある。そこでの主要な取組としては以下の内容が挙げられており、施策指標として新規の企業立地件数を250件にすることを目標としている。

- ・「ワンストップ・オーダーメイド・クイックサービス」を徹底した企業誘致活動の実施
- ・食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を活かした産業の誘致
- ・次世代自動車、環境、エネルギー関連、医薬品・健康関連など次世代産業の誘致
- ・中小企業支援と連動した企業誘致活動の実施
- ・圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進
- ・豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備
- ・企業誘致などを促進する幹線道路の整備

4) 埼玉県環境基本計画～持続可能な埼玉の未来を描く～

埼玉県環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図りながら、環境部門の個別計画の上位計画に位置付けられている。

平成8年3月に初めて策定し、平成13年3月、平成19年3月及び平成24年7月に見直された。最新の基本計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までとし、概ね5年を目処に、社会経済や環境の状況の変化により計画を見直すこととしている。

長期的な目標としては以下の4つを掲げ、それらを実現するための18の施策展開を示している。

- ・環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり
- ・再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- ・生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり
- ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

5) 埼玉県土地利用基本計画

埼玉県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、埼玉県の区域において、適正かつ合理的な県土利用を図るため、国土利用計画全国計画及び埼玉県国土利用計画を基本として平成25年2月に策定された。この基本計画は、現在から将来にわたっての県土利用の基本的方向及び県土利用に関する原則、調整指導方針を示すものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制や土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制やその他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画は、埼玉県5か年計画と整合が図られ、埼玉県国土利用計画と相まって、埼玉県が目指す将来像を実現するための県土に関する基準として運用するものである。

対象事業の計画地が位置する杉戸町は、地域区分としては「圏央道地域」に属しており、そこには、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して、圏央道インターチェンジの周辺地域に資材置場等の乱立による環境悪化の抑止に努めると記載している。

6) 田園都市産業ゾーン基本方針（H25～28）～埼玉の成長を支える産業基盤づくり～

埼玉県では、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まるところから、平成18年度から「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、圏央道沿線における産業集積に取り組んできた。一方、豊かな田園環境が広がる当地域では周辺環境と調和を図り、ふるさと埼玉の原風景を守ることも大切であるため、これまでの取組を踏まえ、「埼玉5か年計画」に基づき埼玉の成長を支える産業基盤づくりを推進するため基本方針を定めた。

県の取組方針としては、「市町の産業基盤づくりの支援」、「官民連携の支援」、「田園環境と調和した産業基盤づくりの支援」となっており、具体的な取組としては、「産業地整備手法の選定の支援」、「産業誘導地区の選定」、「企業局の参画」、「企業誘致に関する支援」、「乱開発の抑止」となっている。

対象地域（田園都市産業ゾーン）は、圏央道のインターチェンジから概ね5kmの範囲とし、この地域において、圏央道のインターチェンジ周辺や広域幹線道路の沿道などに限定して、田園環境と調和した一定規模以上の産業基盤づくりを誘導・支援するとしている。

2-2-2 杉戸町の上位計画

1) 杉戸町都市計画マスタープラン

平成 20 年 3 月に策定された『杉戸町都市計画マスタープラン』では、「すきと言えるマイシティ 一人と緑にやさしく活力ある都市の創造ー」を将来都市像とした。

屏風深輪地区は泉地域に属し、そこでのまちづくりの目標は「自然的環境と調和した活力あふれる地域」とされており、まちづくりの基本方針は、「既存農地・集落と新規の工業系土地利用との共存」、「広がりのある農地と河川、屋敷林による田園風景の保存」、「沿道型土地利用の誘導（国道 4 号バイパス沿道）」と記載している。

2) 第 5 次杉戸町総合振興計画

杉戸町は、平成 23 年度を初年度とし、今後のまちづくりの方向性と基本目標を示した新たな指針となる『第 5 次杉戸町総合振興計画（平成 23 年 3 月）』を策定した。この計画では、「みんなでつくる」、「みんなが健やか」、「みんなで育む」、「みんなで歩む」を基本理念とし、杉戸町の目指す将来像を「手を取り合い 未来を築こう みんなでつくる 心豊かに暮らせるまち 杉戸～住みごこち 100% のまちづくり～」と定められた。これの実現を図るため、6 つの基本施策、15 の施策項目、33 の施策を定めた。

基本施策の中の一つである「活力を育み、賑わいのあるまち」を実現するための主要施策として、工業地域の整備があげられており、既存産業団地の拡張や新たなる工業地域の整備に努めるとともに、産業の育成と住工混在の解消を図ることを記載している。

3) 第 3 次杉戸町国土利用計画

第 5 次杉戸町総合振興計画基本構想に即して平成 23 年 3 月に策定された。この中で工業用地の基本方向として、「環境の保全等に配慮し、町民所得の向上、就業機会の確保、地域人口の定住化を図り町土の均衡ある発展を目指し、グローバル化、情報化の進展などに伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向などを踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。」と記載している。

また、杉戸深輪産業団地及びその周辺地域は、「今後も引き続き工業拠点として整備・充実を推進し、工業用地の需要状況を勘案しつつ、（仮称）屏風深輪産業団地の造成を計画的に推進する。」と記載している。

4) 杉戸町環境基本計画 第 3 期実施計画

20 年間の長期的な目標のもと、住民、事業者、町が協働して、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的に取組を推進していくことにより、環境と共生した持続可能な社会を築き、町の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、住民の健康で豊かな生活を実現することを目的として、平成 15 年 3 月に策定された。

第 3 期実施計画では平成 25～29 年度までの 5 年間に、環境基本計画で定められた主要項目・目標の達成に必要な事業（具体的な施策）を示し、事業計画を策定するものである。

2-3 対象事業計画の目標

対象事業計画の目標は以下のとおりである。

『当事業計画の周辺地域は、豊かな田園地帯が広がっている。そこで、この豊かな田園環境及び田園風景と調和した産業基盤づくりを推進する。』

2-4 対象事業の目的

圏央道は、首都圏3環状道路の一翼を担い、首都圏の道路交通の円滑化に資するとともに、地域の活性化に寄与する重要な道路である。

埼玉県では、圏央道のインターチェンジから概ね5km範囲内を新たな産業拠点を形成する地域として位置付け、圏央道開通に合わせ、工業・流通系土地利用の実現を進めている。埼玉県内での圏央道整備済み区間は、東京都との都県境である入間市から関越自動車道に接続する鶴ヶ島JCTを経て桶川北本ICまでの区間と、東北自動車道の久喜白岡JCTから白岡菖蒲ICまでの区間の計2区間である。久喜白岡JCT以東は平成26年度に開通される予定であり、沿道の拠点としては、幸手IC（仮称）が整備予定である。

杉戸町は、その北側の約半分が幸手IC（仮称）の5km範囲内にあることから、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であると考えられる。これらポテンシャルを勘案し、杉戸町の総合計画、都市マスタープラン等では、町内的一部において地域経済の発展のために、将来的な工業用地としての土地利用方針が位置付けられた。

一方で杉戸町は、田畠としての土地利用が約半分を占めている。しかし近年は、農家数の減少や農業従業者の高齢化傾向に伴って遊休農地や耕作放棄地の増加、農業従業者数の不足が深刻化してきている。優良農地の維持確保や農業の担い手の育成・確保が急がれる状況である。現在、杉戸町の農家の多数は兼業農家であることから、埼玉県では、農業以外の就業機会を確保することで、農業経営の安定化を図ろうとしている。

本事業はこのような背景を踏まえ、兼業農家にとっての農業以外の業種の雇用機会の確保と、町の活性化を担うために、杉戸町東部に位置する既成の杉戸深輪産業団地北側の屏風深輪地区（以下「計画地」という。）において、周辺農業や美しい田園景観に配慮した工業系ゾーンの整備を図るものである。

なお、本事業は大規模な開発事業となるため、地球温暖化対策や生物多様性の保全など新たな課題に対応するよう、埼玉県環境基本計画に掲げている長期目標の一つである「環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり」に沿い、戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度を適正に運用し、地域における環境の保全に配慮する取組を推進することとする。

2-5 対象事業計画地の選定

2-5-1 対象事業計画地の選定理由

産業団地の候補地の適地選定は、①産業団地として必要な面積規模、②上位計画との位置づけ、③交通アクセスの状況、④立地環境・敷地形状などの状況、⑤農業の状況、⑥営農意向の状況、⑦田園都市産業ゾーン基本方針との整合、⑧他の都市計画の状況を考慮して行った。

その結果、杉戸深輪産業団地北側の計画地（屏風深輪地区）を適地として選定した。当該地区を適地とした主な理由は以下に示すとおりである。

- ・工業系市街地（市街化区域）に隣接し、なおかつ上位計画に工業系土地利用が構想されている。
- ・圏央道や国道4号バイパスを利用しやすいアクセス環境にあり、工業系土地利用に対応する流通基盤が整っている。
- ・既存産業団地のインフラ（道路、上下水道等）を有効活用することができる。
- ・田園都市産業ゾーン基本方針と整合している。

2-5-2 対象事業計画地の複数案の評価

1) 事業を実施しない場合と実施した場合の定性的評価

事業を実施しない場合の定性的な検討を行い、事業を実施した場合における配慮すべき事項や環境に与える影響の程度を可能な範囲で整理した。定性的に評価した結果は、表2.5.1に示すとおりである。

事業を実施しない場合は、概ね現状維持が予想されるが、耕作地（田・畑）や農業従事者のさらなる減少及び町の高齢化などにより、農業の衰退、購買層の町外流出、町の活性化の衰退等が懸念される。また、地域の農地については農業従事者の減少により、その維持が困難になってくることが予想される。

一方、事業を実施した場合は、規模の大小にかかわらず、社会経済面においては、将来の状況を好転させる効果が予想される。

環境面については、対象事業計画地の田園環境を消失することになるほか、開発区域や周辺の主要幹線道路沿道等の限られた地域に対し、大気質、騒音、振動などの環境負荷が生じると予想される。しかし、緑地や公園が整備されることによって社会コミュニティ環境と動植物の新たな生息・生育環境の創出が予想される。

表 2.5.1 事業を実施しない場合と実施した場合の社会経済面と環境面の定性的評価

| 評 値 項 目 | | 事業を 実施しない場合 | 事業を 実施する場合 |
|-------------------|--------------|---|--|
| 社会 経 済 面 | 事業の 経済的効果 | 工事・建設に伴う 雇用促進の便益 | なし |
| | | 新たな産業立地に伴う 雇用促進の便益 | なし |
| | | 宅地利用価値の増大 (地価の比較) | なし |
| | | 固定資産税の税収便益 | 現状維持 若しくは減少 |
| | 農業の 社会的効果 | 農業産出額の変化 | 減少 |
| 環境 面 | 温室効果 ガス | 地域交通の改善 | 現状維持 |
| | | 住民の移転(定住率) | |
| | 水象 | 施設の稼働等に伴う 二酸化炭素(CO ₂)排出量 | なし |
| | 水象 | 現況と造成地の存在時との 平均雨水流出係数の差 | 現状維持若しくは 耕作放棄地増加により 地下浸透が進む |
| | | 現況と施設の存在時との 平均雨水流出係数の差 | |
| | 大気質 | 施設の稼働に伴う 窒素酸化物(NOx)排出量 | なし |
| | | 自動車交通の発生に伴う 窒素酸化物(NOx)排出量 | 現状維持 |
| | 騒音 | 自動車交通の発生に伴う 等価騒音レベル | |
| | 振動 | 自動車交通の発生に伴う 振動レベル | |
| | 動物 | 保全すべき動物種への影響 | 現状維持若しくは 放棄水田増加により 生育・生息環境の 多様化 |
| | 植物 | 保全すべき植物種等への影響 | |
| | 生態系 | 地域の動植物の 生息・生育環境への影響 | |

2) 対象計画案（A案・B案）の評価

戦略的環境影響評価における対象計画原案（A案・B案）の特徴は、表 2.5.2 に示すとおりである。両案を検討した結果、本事業計画は「B案」とすることにした。

表 2.5.2 対象計画原案（A案・B案）の特徴

| | |
|-----------------------|---|
| A案 (18.8ha) | |
| B案 (23.8ha) | |
| 両案の環境面と社会経済面での比較及びまとめ | <p>A案のメリットを活かしつつ、対象計画区域を北側に広げることで、A案で残る島状の部分が対象計画区域に含まれるようにした案である。</p> <p>明確な背反関係がみられるのは、環境面における「施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量(温室効果ガス)」、「現況と造成地の存在時との平均雨水流出係数の差(水象)」、「自動車交通の発生に伴う窒素酸化物排出量(大気質)」に対して、社会経済面における「事業採算性」、「工事・建設に伴う雇用促進の便益」、「新たな産業立地に伴う雇用促進の便益」、「宅地利用価値の増大(地価の比較)」及び「固定資産税の税収便益」である。</p> <p>これらの項目については、改変する面積が大きくなるほど環境面での評価が下がり、その反面、社会面での評価が高くなる。</p> <p>いずれの原案においても、環境影響を低減するために、環境配慮の検討が必要であり、その内容は、現時点で想定される限りは、各案の間で概ね共通のものと考えられる。</p> |

2-6 対象事業計画の実施区域

計画地の位置は、図 2.6.1 及び写真 2.6.1 に示すとおりであり、計画地は圏央道幸手 IC (仮称) の 5km 範囲内、杉戸町の北東部の泉地区に位置している。

計画地及び周辺の地形はほぼ平坦で、標高は 6.5m 前後である。土地利用は概ね田で、一部住宅が点在している。

計画地は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に指定されている。

また、計画地東側約 1km 付近に一級河川江戸川、西側約 1km 付近に一級河川中川がそれぞれ北から南へ流れている。さらに、計画地は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく湛水想定区域に属している。

近傍の道路網は、計画地中央を東西方向に県道西宝珠花屏風線、西側を南北方向に主要地方道松伏春日部関宿線が通っている。さらに計画地西側には国道 4 号バイパスが南北に整備されているほか、同バイパスから圏央道幸手 IC (仮称) へアクセスする都市計画道路惣新田幸手線バイパスが都市計画決定されている（計画地の北西約 1km 付近）。

2-7 対象事業計画の規模

対象事業の規模は、23.8ha である。

2-8 対象事業計画の実施期間

対象事業の工程は表 2.8.1 に示すとおりである。

造成工事期間は、平成 27 年度後半から平成 28 年度を予定している。

また、平成 29 年度からは分譲を開始し、進出企業による建築工事が隨時実施される予定である。

表 2.8.1 対象事業の実施予定時期

| 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|---------------|
| 環境影響評価 | | | | | |
| 造成工事 | | | | | |
| 分譲(供用) 開始予定 | | | | | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶ |
| 進出企業による 建築工事 | | | | | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶ |

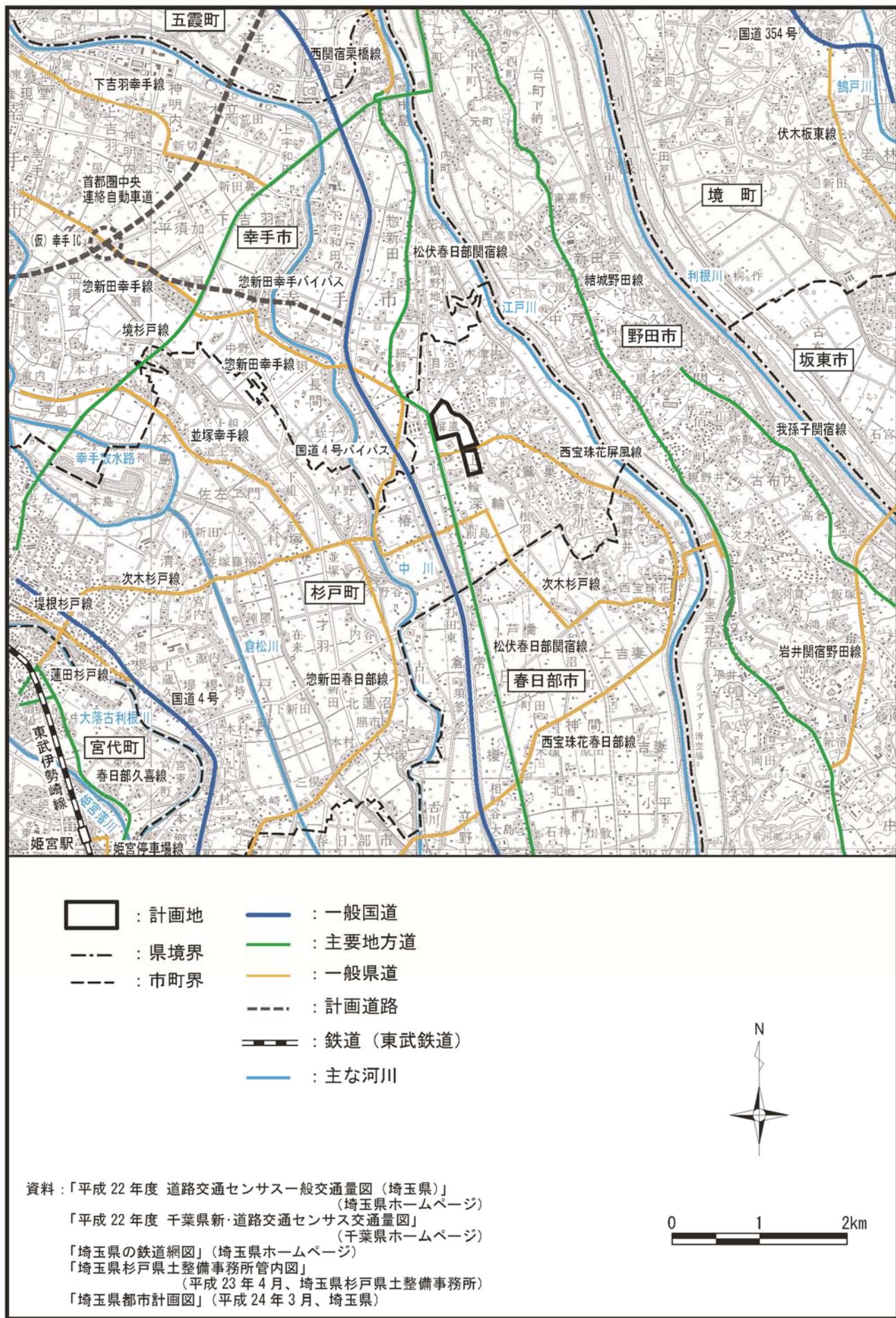


図 2.6.1 計画地の位置



写真 2.6.1 計画地の位置

2-9 事業計画に至った経緯

杉戸町では本事業を推進するため、平成 20 年 5 月に「屏風深輪産業団地整備促進協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。その後、地元と意見交換を継続しながら、計画構想の検討を進めている。

このような地元の動きに合わせ、企業局は平成 22 年頃から計画に対する概略可能性調査、詳細可能性調査などを進め、平成 24 年 10 月には「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価計画書」を提出、平成 25 年 3 月には「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書」を提出了。

なお、戦略的環境影響評価の経過と検討プロセスは表 2.9.1 のとおりである。

表 2.9.1 戰略的環境影響評価の主な経過

| | 戦略的環境影響評価 | 日付 | 備考 |
|-----|-------------|---------------------------|----------|
| 計画書 | 計画書提出 | 平成 24 年 10 月 24 日 | |
| | 計画書公告 | 平成 24 年 11 月 2 日 | |
| | ・計画書縦覧 | 平成 24 年 11 月 2 日～ | 住民意見：2 通 |
| | ・意見書提出期間 | 平成 24 年 12 月 3 日 | |
| | 行政推進会議構成員意見 | 平成 24 年 12 月 5 日 | |
| | 関係市長村長意見 | 平成 24 年 12 月 17、20、21 日 | |
| | 審議会答申 | 平成 24 年 12 月 26 日 | |
| 報告書 | 知事意見回答 | 平成 24 年 12 月 26 日 | |
| | 報告書提出 | 平成 25 年 3 月 12 日 | |
| | 報告書公告 | 平成 25 年 3 月 12 日 | |
| | 説明会開催 | 平成 25 年 3 月 19 日 | 地元との意見交換 |
| | ・報告書縦覧 | 平成 25 年 3 月 12 日～ | 住民意見：0 通 |
| | ・意見書提出期間 | 平成 25 年 4 月 12 日 | |
| | 関係市町村長意見 | 平成 25 年 6 月 14、17、18、19 日 | |
| | 公聴会開催 | —（公述申出がないため中止） | |
| | 行政推進会議 | 平成 25 年 5 月 17 日 | |
| | 技術審議会（全大会） | 平成 25 年 6 月 12 日 | |
| | 知事意見回答 | 平成 25 年 7 月 2 日 | |

2-10 対象事業計画の実施方法

2-10-1 土地利用計画

土地利用計画は、表 2.10.1 及び図 2.10.1 に示すとおりである。

土地利用については「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書」における検討結果を踏まえ、計画地の中央・南北方向に幅員 14m の区画道路を予定し、それに沿って産業用地を配置する。また、周辺用水路は改変しない計画とすることにより、湿性動植物の生育・生息環境の保全に努めるとともに、開発区域外周部に公園や幅員 15m の緩衝緑地帯を配置（地域南端の杉戸深輪産業団地と接する外周道路沿いには、幅員 5m の緩衝緑地とする。）することで緑豊かな産業団地の形成を目指す。

表 2.10.1 土地利用計画

| 種別 | | 面積 (m ²) | 比率 (%) | 備 考 |
|------|---------|----------------------|--------|------|
| 公共用地 | 道 路 | 24,460 | 10.3 | — |
| | 公 園 | 7,300 | 3.1 | 2 箇所 |
| | 公 共 緑 地 | 150 | 0.1 | — |
| | 水 路 | 1,940 | 0.8 | — |
| | 調 整 池 | 14,340 | 6.0 | 1 箇所 |
| | 公共用地計 | 48,190 | 20.2 | — |
| 分譲用地 | 産 業 用 地 | 160,890 | 67.6 | — |
| | 緩 衝 緑 地 | 29,060 | 12.2 | — |
| | 分譲用地計 | 189,950 | 79.8 | — |
| 合計 | | 238,140 | 100.0 | — |

注) 面積は一の位を四捨五入、比率は少数第 2 位を四捨五入した。そのため、合計が合わない場合もある。

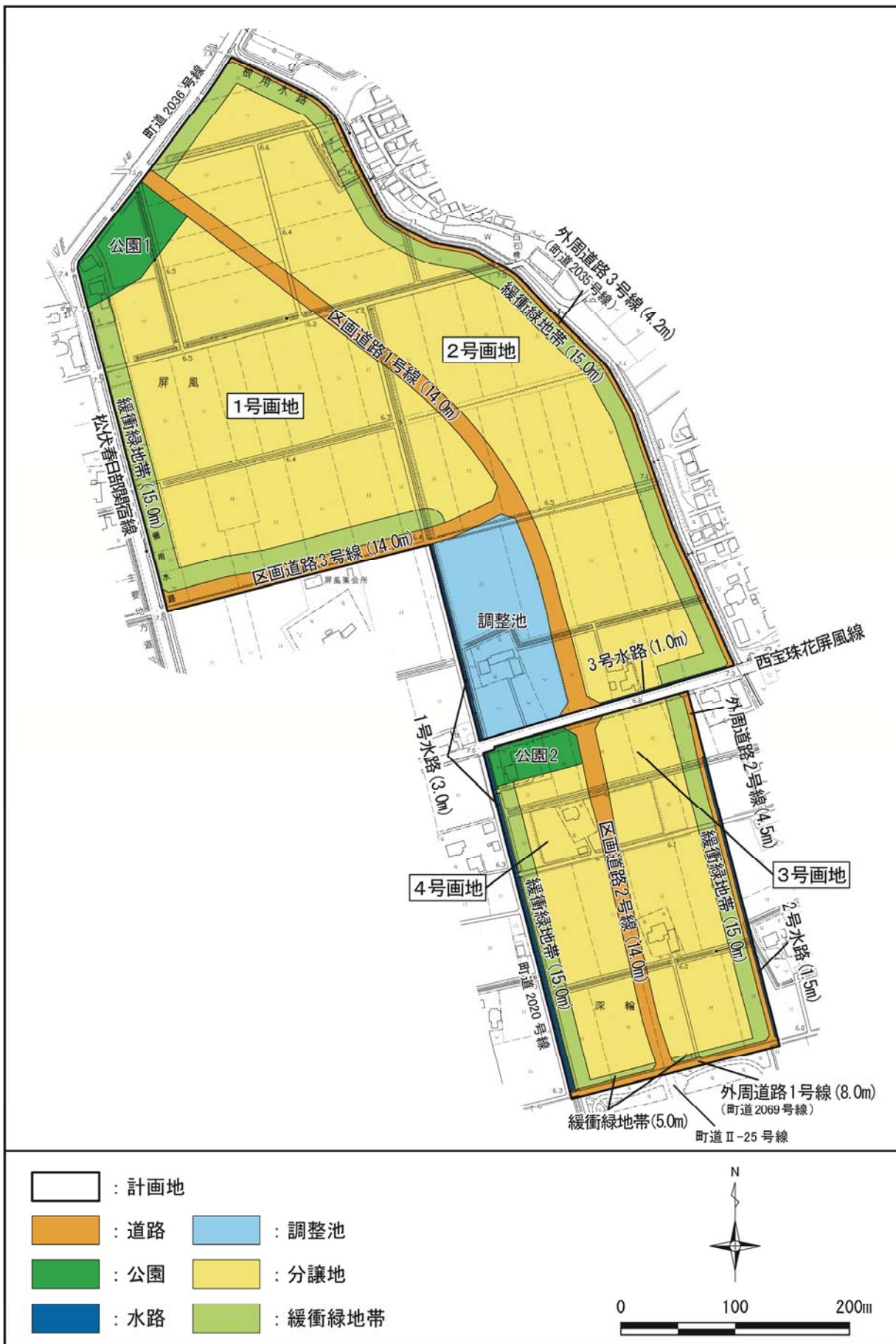


図 2.10.1 土地利用計画図

2-10-2 進出企業計画

1) 進出企業の想定業種

現時点で想定している進出企業の業種及び計画地に占める面積の割合は、表 2.10.2 に示すとおりである。

表 2.10.2 想定する進出企業の業種及び面積の割合

| 業種 | | 配分面積 (ha) | 割合 (%) |
|-------|--------|--------------|-----------|
| 製造業 | 食料品 | 0.3 | 1.6 |
| | 金属製品 | 0.5 | 2.6 |
| | 一般機械器具 | 1.0 | 5.3 |
| | 輸送機械器具 | 0.5 | 2.6 |
| 卸売業 | | 2.0 | 10.5 |
| 貨物輸送業 | | 14.7 | 77.4 |
| 合計 | | 19.0 | 100.0 |

資料：「杉戸町公共下水道全体計画」（平成 26 年 3 月、杉戸町）

2) 進出企業の想定建築計画

本事業では、「杉戸深輪屏風地区地区計画」（仮称）を定める計画としており、その指定により、表 2.10.3 に示す『建築物等の高さの最高限度』を定める予定である。

進出企業の計画建物規模については、事業特性を踏まえ、工業地域（指定建ぺい率 60%、指定容積率 200%）の指定を前提に、建築物等の高さの最高限度を原則 25m（1 号画地のみ条件付きで 40m）として想定する。進出企業の計画建物の業種・配置は、図 2.10.2 に示すとおり想定する。

将来的には計画地南側に隣接する杉戸深輪産業団地と同等の環境が成立することが想定される。

表 2.10.3 杉戸深輪屏風地区地区計画で定める「建築物等の高さの最高限度」（予定）

| 地区 の区分 | 地区の名称 の区分 | A 地区（1 号画地） | B 地区（2～4 号画地） |
|------------------|--|-------------|---------------|
| | | 地区の面積 | 約 16.1ha |
| 建築物等の高さ の最高限度 | 1 建築物等の高さの最高限度は、25m以下とする。 敷地面積が 65,000 m ² 以上かつ建築物の外壁等の面から道路・隣地境界線までの距離が 20m以上及び緩衝緑地帯境界線までの距離が 5m以上のものは高さの最高限度を 40m以下とする。 | | ―― |
| | 2 第 1 号の建築物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。 (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入する。 (2) 棟飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。 3 第 2 号(1)、(2)に定める部分及び建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備（避雷針を除く。）の高さは 5m以下とする。 4 前各号の規定にかかわらず、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業（同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する施設には、適用しない。 | | |

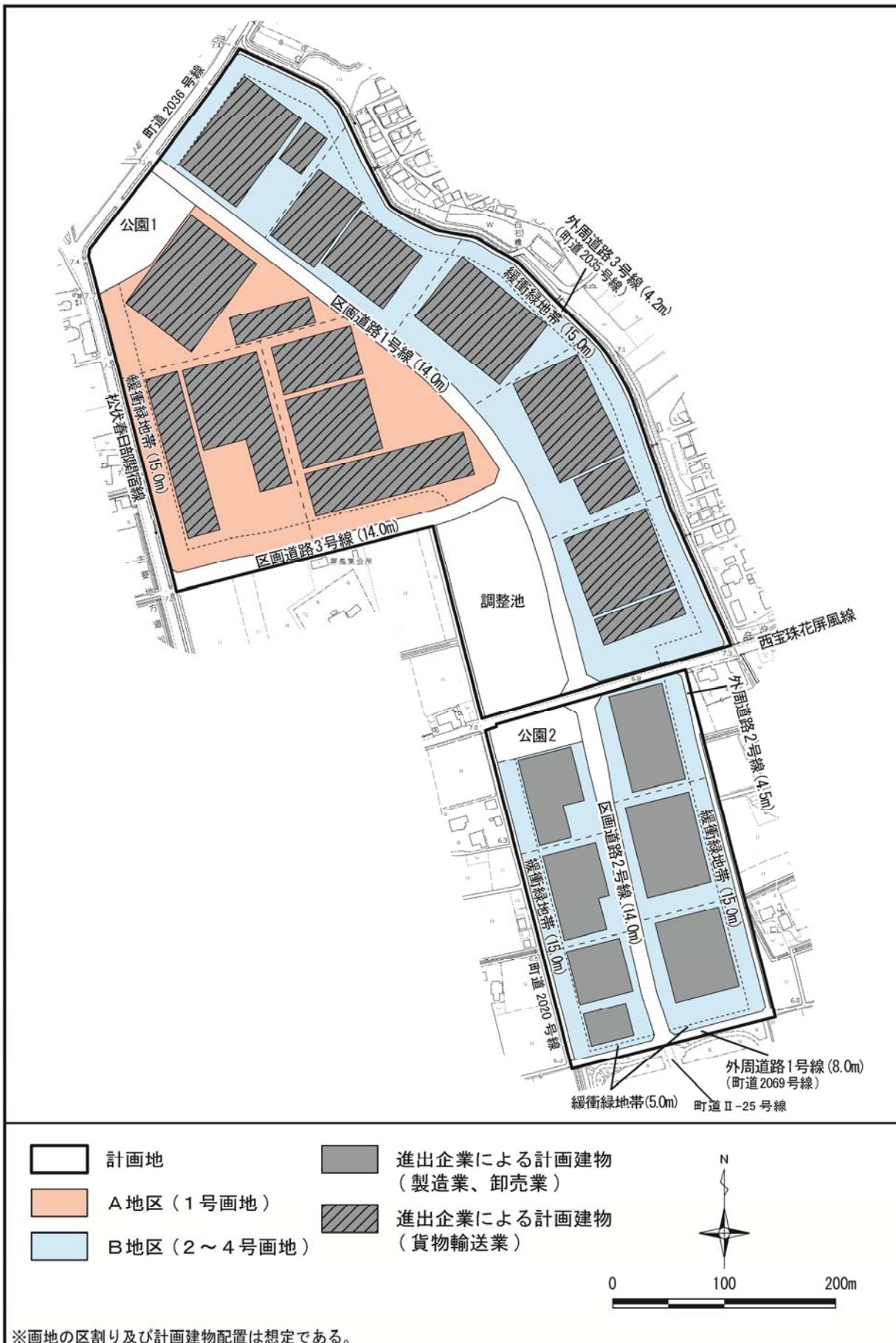


図 2.10.2 進出企業の計画建物の配置（想定）

2-10-3 道路整備計画

本事業で整備する道路の概要は、以下に示すとおりである。なお、道路整備計画図は図2.10.3に、道路標準断面図は図2.10.4に示すとおりである。

1) 主要区画道路（区画道路1、2、3号線：幅員14.0m）

計画地内に整備する区画道路は、各産業用地へのアクセスとなる地先サービス道路としての役割を担うとともに、供給処理、団地内敷地を形成し、団地の骨格となる道路とする。また、団地内のオープンスペースや潤いを提供する道路であることから、団地内の主要区画道路として位置付ける。

また、「埼玉県福祉のまちづくり条例」（平成7年3月、条例第11号）の整備基準（有効幅員2.0m以上）を踏まえ、また、人と緑を活かした工場団地の整備するために、歩道部幅員は3.5mとし、必要に応じて植樹枠を設置する計画である。

2) 区画道路（外周道路1、2、3号線：幅員4.5～8.0m（計画地内は4.2～8.0m））

外周道路は、計画地境界付近にある既存町道の付替え又は機能を確保する役割を担う道路として配置する。

3) その他

計画地と接する主要地方道松伏春日部関宿線、計画地を東西に横断する県道西宝珠花屏風線の交差点部分については、現状から改良工事を行う。

2-10-4 供給施設計画

1) 給水

計画地内で利用する用水には、従業員のための生活用水及び生産に関する産業用水、並びに消火用水があり、これらは町営水道より受水する計画である。

町営水道は、現在、計画地東側に接する主要地方道松伏春日部関宿線及び計画地中央で接する県道西宝珠花屏風線、杉戸深輪産業団地内の幹線道路である町道II-25号線及び計画地北側で接する町道2036号線に管径φ150mmが整備されている。

2) ガス

ガスは、ガス供給会社から、計画地内の道路整備や、進出企業の計画建物の整備に合わせてガス管を敷設し、供給を受ける計画である。

3) 電力・通信

電力・通信は、電力会社及び通信会社から、計画地内の道路整備や、進出企業の計画建物の整備に合わせて移設及び新設し、供給する計画である。

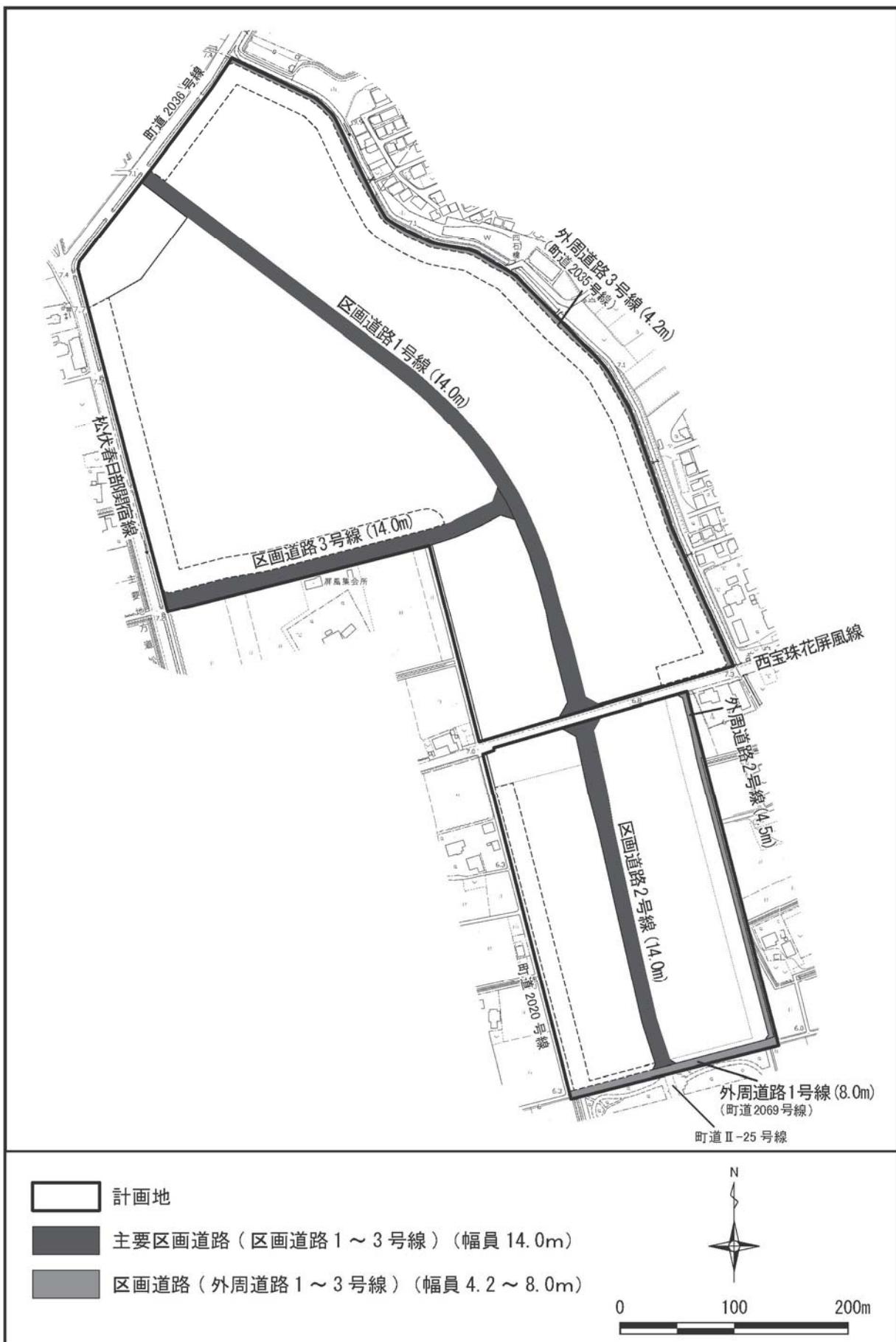
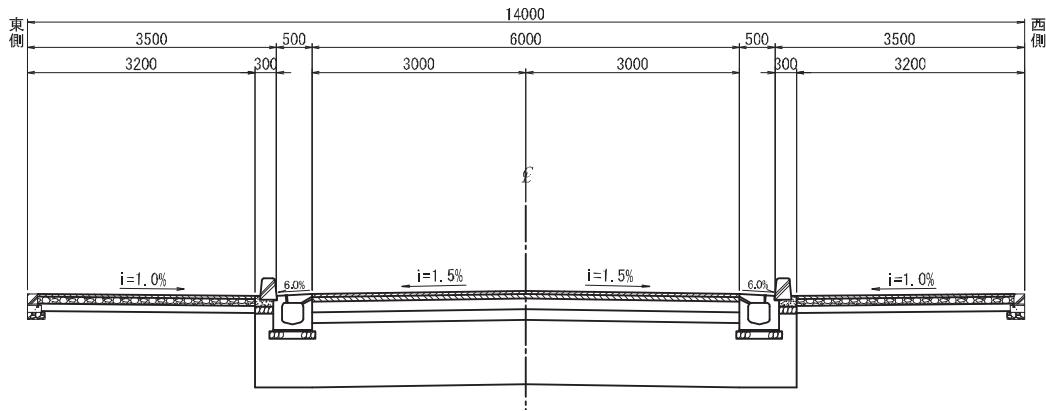
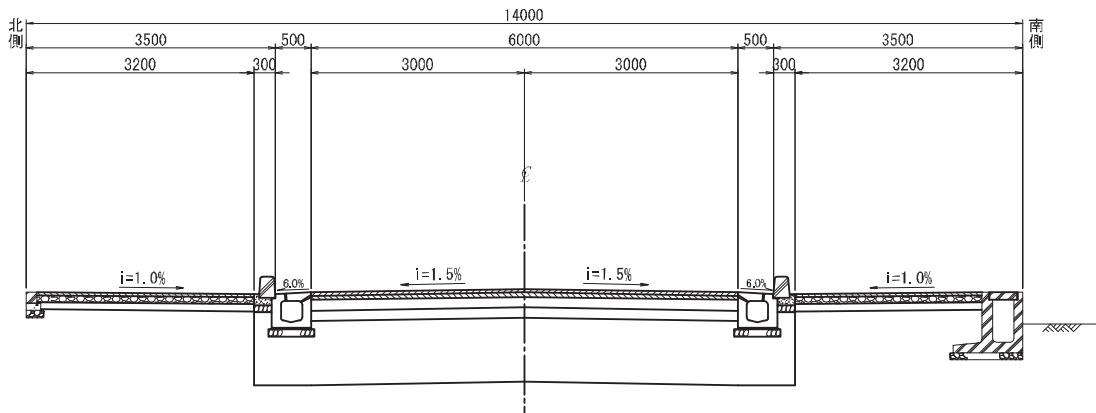


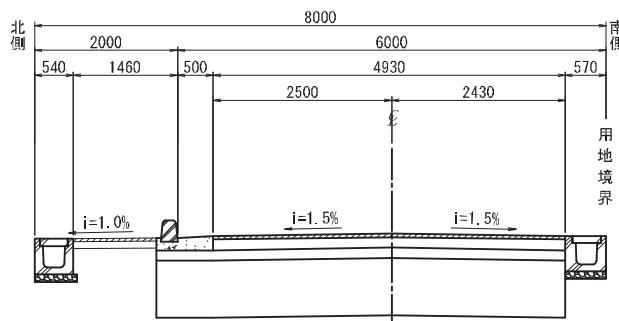
図 2.10.3 道路整備計画図



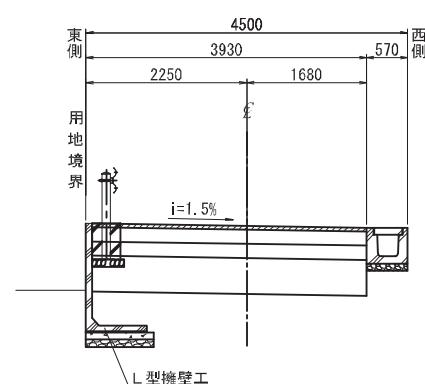
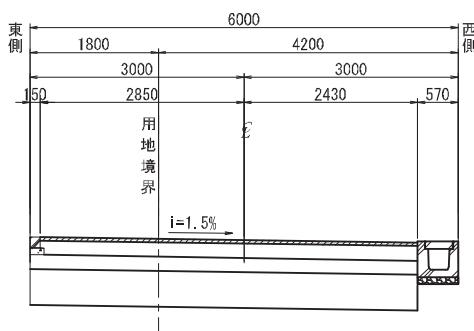
区画道路 1号・2号線（幅員 14.0m）



区画道路 3号線（幅員 14.0m）



外周道路 1号線（幅員 8.0m）



※計画地外の 1.8m も本事業で整備する。

外周道路 3号線（幅員 6.0m (計画地内は 4.2m)）

外周道路 2号線（幅員 4.5m）

図 2.10.4 道路標準断面図

2-10-5 処理施設計画

1) 汚水排水

進出企業の各計画建物から発生する事業系排水及び生活雑排水・汚水は、各進出企業敷地内に設置した宅地枠を経て污水管路に流下させ、杉戸深輪産業団地内の公共下水道（杉戸第3-3処理分区）に接続し、中川流域下水道杉戸幹線に流入させる計画である。

なお、杉戸第3-3処理分区の範囲及び中川流域下水道杉戸幹線の位置は「第3章 3-1-6 2) 下水道の整備状況」（p. 77 参照）に示すとおりである。

2) 雨水排水

雨水排水計画図は図2.10.5に、調整池諸元は表2.10.4に、調整池計画平面・断面図は図2.10.6(1)～(2)に示すとおりである。また、調整池計画の詳細は資料編（p.1～8）に示すとおりである。

本事業では、雨水排水施設として、調整池、1号水路、2号水路、3号水路等を整備する計画である。

計画地内に降った降雨は、「5年に1回以上の確率で想定される降雨強度値を用いて算出した計画雨量」を雨水管渠で自然流下により、最短距離で計画地内に整備する調整池に導き、洪水調整を行った上で1号水路（庄内領用悪水路）に放流する計画である。

調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成18年3月28日条例第20号、埼玉県）に基づく能力を有する機能を確保する計画であり、調整池の種類は堀込み型、排水は放流先である1号水路（庄内領用悪水路）の許容放流量以下でポンプによる強制排水を行う計画である。

表2.10.4 調整池諸元

| 項目 | 諸元 |
|------------|----------------------------|
| 調整池の種類 | 堀込み型、ポンプ排水 |
| 設計降雨強度 | 1/5年確率 |
| 集水区域面積 | 23.81ha |
| 対象面積 | 23.09ha |
| 湛水量 | 22,263 m ³ |
| 調整容量 | 16,163 m ³ |
| 必要調整容量 | 38,426 m ³ |
| 計画調整容量 | 40,094 m ³ |
| 計画高水位高 | T.P.+5.95m |
| 計画調整池底高 | T.P.+0.27m |
| 排污水ポンプ設置 | φ250×11kW×2台 |
| 放流管径・勾配 | φ500、2.3‰ |
| 排水ポンプ吐き出し量 | 5.70 m ³ /min |
| 計画放流量 | 0.181088 m ³ /s |
| 放流河川等 | 庄内領用悪水路 |

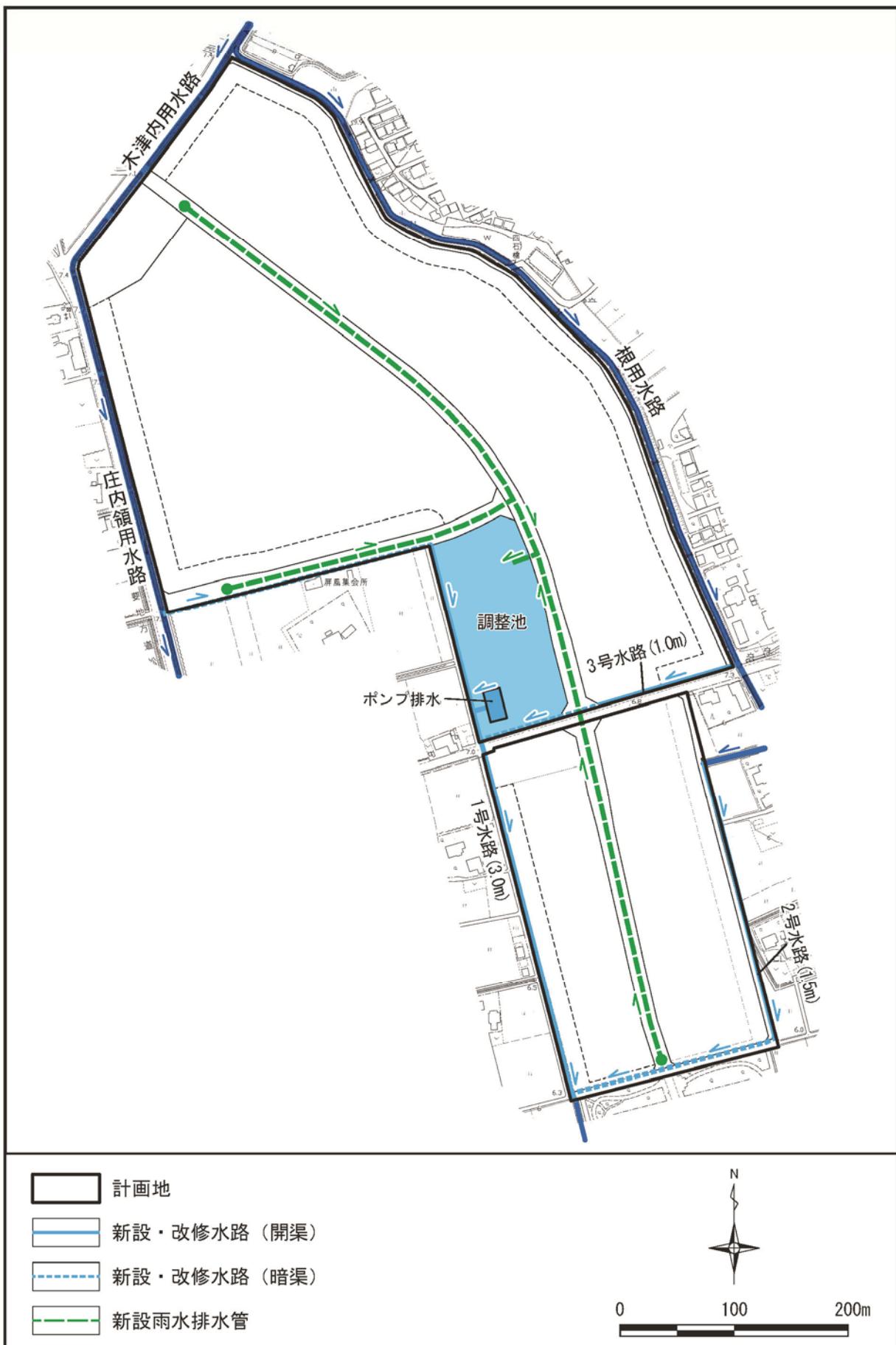


図 2.10.5 雨水排水計画図

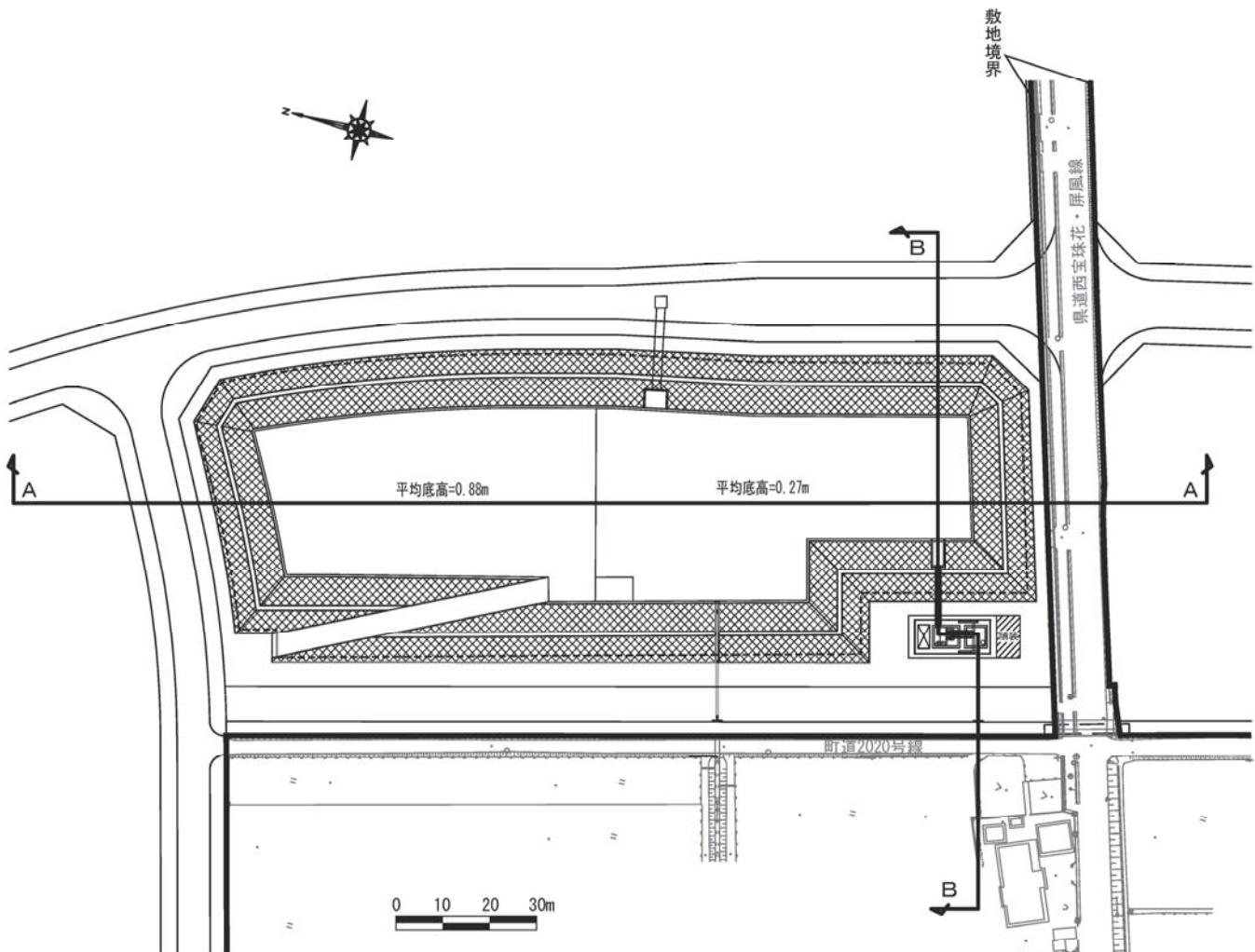


図2.10.6(1) 調整池計画平面図

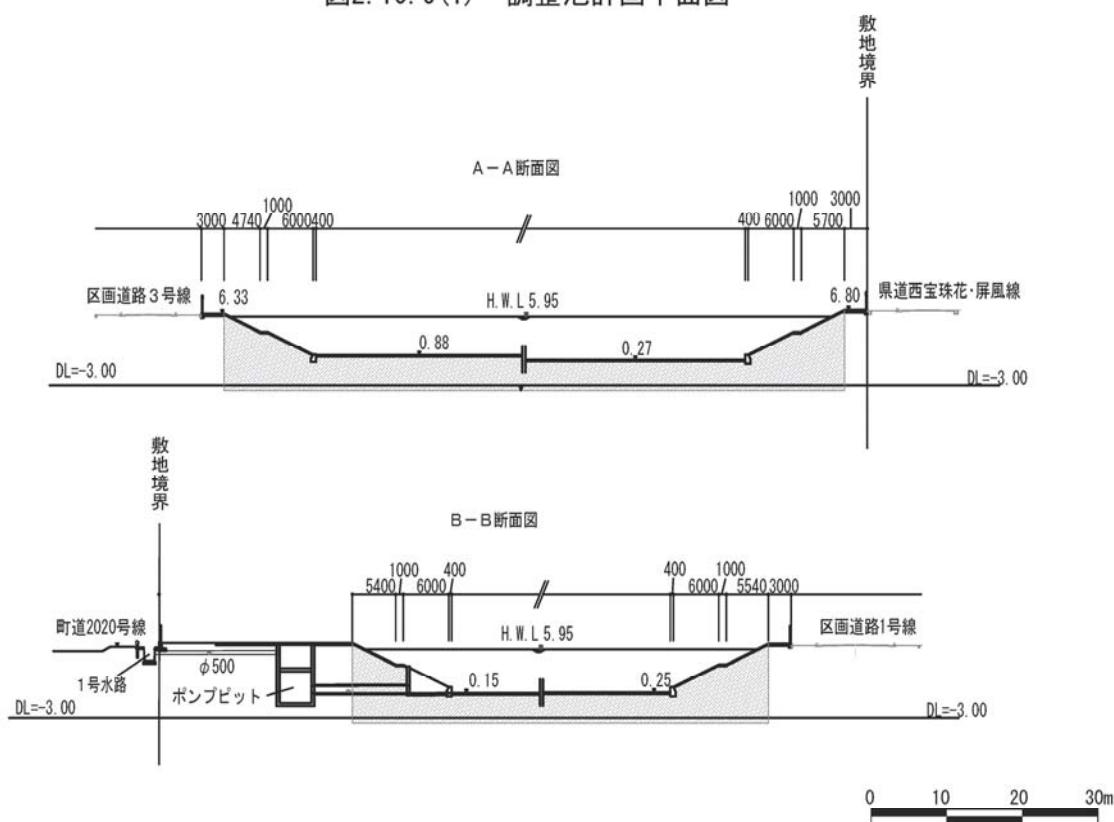


図2.10.6(2) 調整池計画断面図

3) 農業用水管付替

現在の計画地内において整備されている農業用水路及び排水路の状況は、図 2.10.7 に示すとおりである。

本事業の整備により、計画地内の現況の農業用水路は全て廃止とする計画である。

そのため、図 2.10.5 に示したとおり、区画道路 3 号線南側歩道部内に用水路（長尺 U 形側溝）を付替えし、主要地方道松伏春日部関宿線に沿った庄内領用水路から直接流入させて下流域の農業用水を確保する計画である。

(1) 1号水路（庄内領用悪水路）整備計画

計画地西側の地区外からの既設排水経路を維持するために、1号水路（町道 2020 号線東側庄内領用悪水路）として区画道路 3 号線から南側を整備する計画である。

なお、庄内領用悪水路の現況流下能力を満足させるとともに、造成計画を考慮した水路断面を確保する計画である。

(2) 2号水路整備計画

県道西宝珠花屏風線と町道 2069 号線の間の東側から庄内領用悪水路に流入する既存水路（W800×H600）の代替え機能として、計画地東側地区界に沿って水路を付替え、杉戸深輪産業団地東側の既存水路に接続させることで、計画地外の農業排水機能を満足させる計画である。

(3) 3号水路整備計画

計画地東側の外周道路 3 号線の雨水を調整池に流入させるための排水路として、県道西宝珠花屏風線沿いの北側に整備する計画である。

(4) 地区北側地区外水路の付替計画

計画地北側の地区外より流入する農業排水路については、町道 2036 号線北側沿いに付替えし、主要地方道松伏春日部関宿線東側の既設排水路に接続させる計画である。

2-10-6 廃棄物処理計画

本事業では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、進出企業ごとに計画建物の規模などに見合ったごみ集積所を設けさせ、それぞれ一般廃棄物、産業廃棄物の分別を徹底させ、進出企業ごとの責任において適正に処理させる計画である。

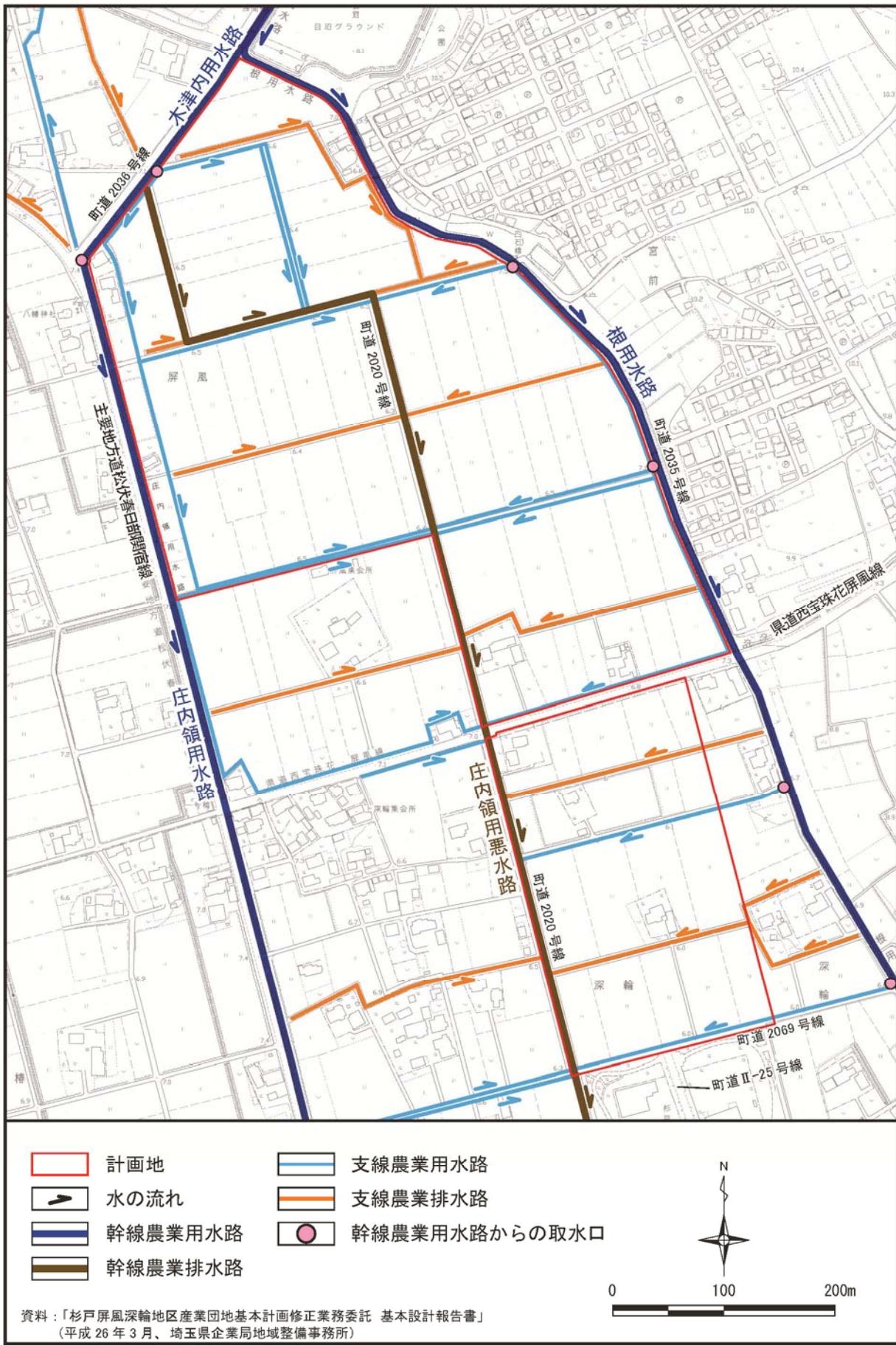


図 2.10.7 現況の農業用水路及び排水路の状況

2-10-7 交通計画

1) 関連車両の発生・集中交通量

本事業の供用時における進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分は表 2. 10. 5 に示すとおりである。算定にあたっての詳細は資料編（p. 26、p. 31～36）に示すとおりである。

進出企業の稼働に伴う発生集中交通量は、「杉戸屏風深輪地区産業団地基本計画修正業務委託 基本設計報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県企業局地域整備事務所）において検討されている 2,700 台/日とした。また、車両区分は、大型車が 1,075 台/日、小型車が 1,625 台/日とした。

表 2. 10. 5 進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分

| 発生区分 | 発生区分による 発生集中交通量 | 2 車種分類による 発生集中交通量 | 車両区分 |
|---------|--------------------|----------------------|------|
| 貨物輸送交通量 | 214 台/日 | 1,075 台/日* | 大型車 |
| 業務関連交通量 | 861 台/日 | | |
| 通勤交通量 | 1,625 台/日 | 1,625 台/日 | 小型車 |
| 合計 | 2,700 台/日 | 2,700 台/日 | — |

*業務関連交通量は大型車と小型車の混在が想定されるが、ここでは、安全側の発生集中交通量として大型車とみなした。

2) 関連車両の主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2. 10. 8 に示すとおりである。

走行ルートは、区画道路 3 号線から主要地方道松伏春日部関宿線を経て国道 4 号バイパス等に至るルートを主要な走行経路とした。また、一般県道西宝珠花屏風線から主要地方道松伏春日部関宿線、区画道路 1 号線を経て計画地の北側（町道 2036 号線）、区画道路 2 号を経て計画地の南側（町道 II-25 号線）に出る経路は、副次走行経路とした。

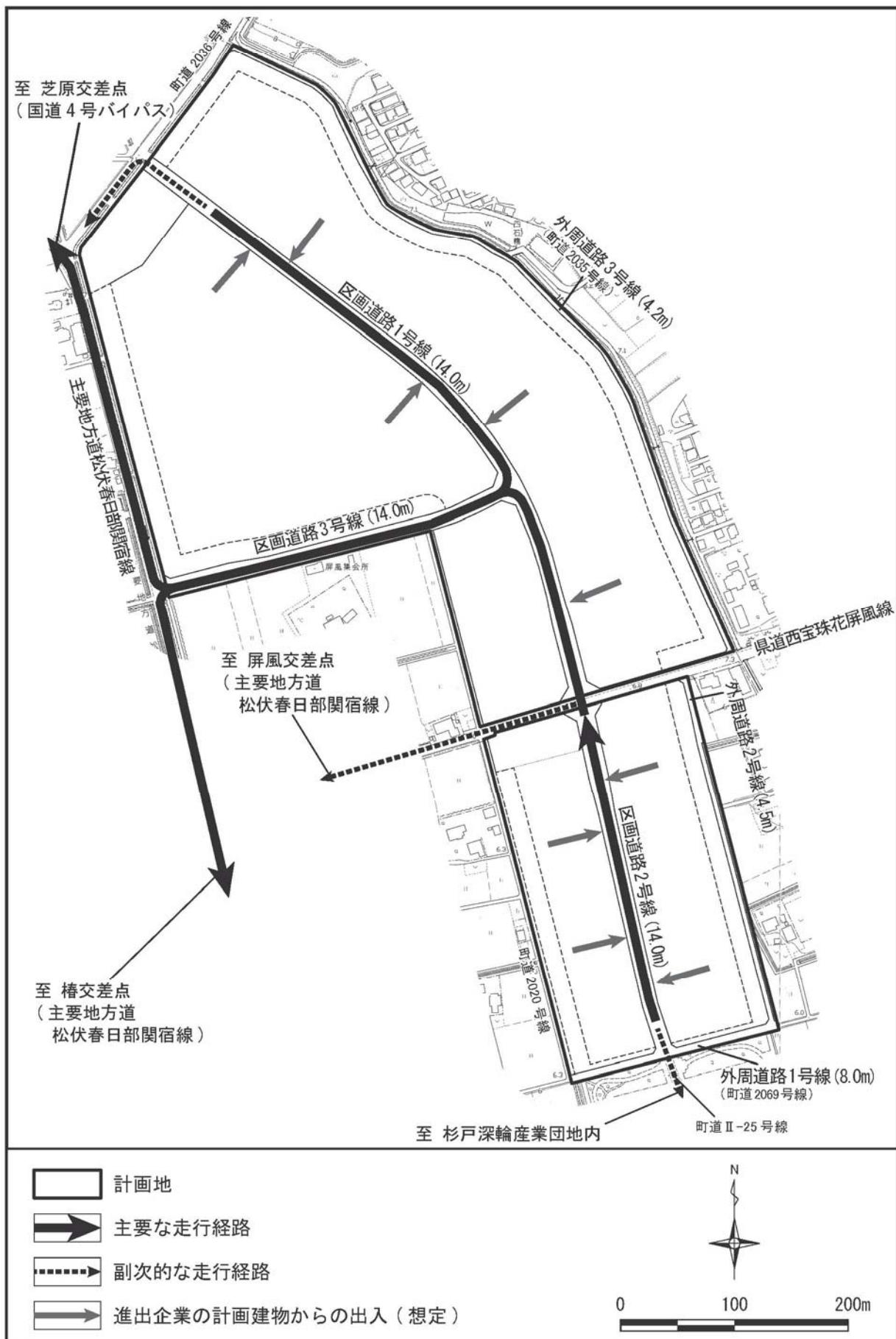


図 2.10.8 供用時における関連車両の主要な走行経路

2-10-8 公園・緑地計画

本事業で整備する公園・緑地に関する計画は、図 2.10.9 に示すとおりである。

1) 公園計画

本事業で整備する 2箇所の公園の整備イメージは、図 2.10.10 に示すとおりである。

公園の配置にあたっては、産業団地従業者や周辺地域住民の利便性の確保に配慮をするとともに、従業者や周辺地域住民の憩いの場として街区公園相当の性格を持つものとして、芝生・樹木・休憩施設・修景施設を重視していく計画である。また、夜間の防犯対策として公園灯を備えた公園とする計画である。

計画地南側の公園 2 では、1 号水路に接した面に水湿地を整備し、地域の動物、植物の生息・生育基盤の代替環境を創出する計画である。

なお、公園用地の計画規模は、都市計画法施行令第 25 条に基づき、表 2.10.6 に示すとおり、開発区域面積の 3%以上を確保する計画である。

表 2.10.6 公園計画面積

| 区分 | 面積 | 備考 |
|------|----------------------|---|
| 公園 1 | 4,650 m ² | |
| 公園 2 | 2,650 m ² | |
| 合計 | 7,300 m ² | 約 3.1% (総面積 238,140 m ²) |

2) 緑地計画

本事業では、緑豊かな産業団地の形成を目指すため、計画地外周部に緩衝緑地あるいは修景緑地として可処分緑地帯を配置する計画である。これら緑地の整備イメージは、図 2.10.11 に示すとおりである。

緑地帯の整備にあたっては、以下に示す「田園都市産業ゾーン基本方針」に基づき、「圏央道周辺の田園環境と調和」の観点から、埼玉の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の創出に努める計画である。

また、これら緑地帯の樹木選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年 3 月、埼玉県）を踏まえ、地域の風景になじむ樹木（在来種）を極力選定するとともに、陽樹、陰樹、耐湿性などを考慮して樹木を選定する計画である。

【環境配慮の方針（田園都市産業ゾーン基本方針）】

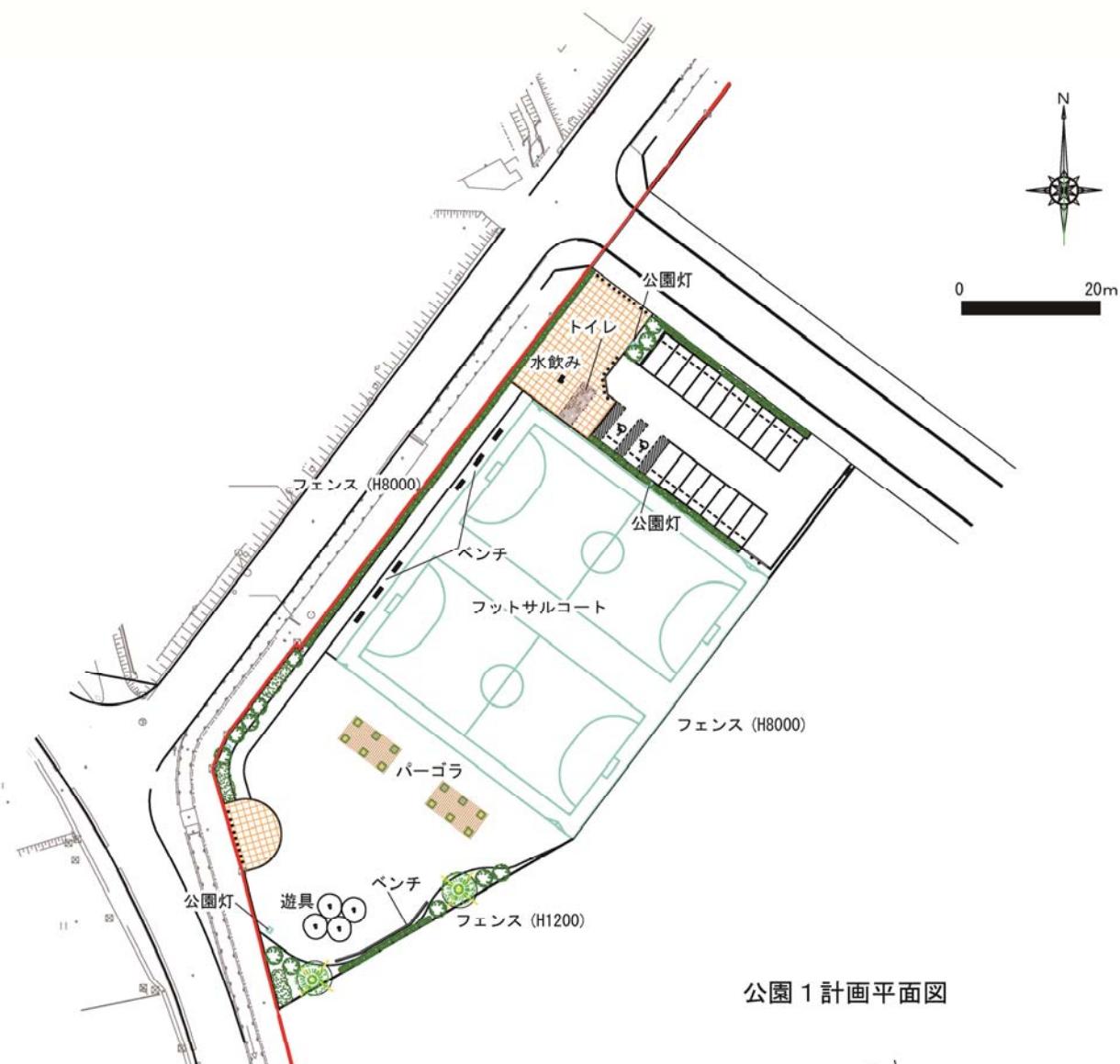
基本的な考え方

開発事業者及び進出企業は、環境基本条例に基づき、大気や水質などへの環境負荷の低減、屋上や壁面の緑化などによるヒートアイランド対策、資源循環型社会を目指した廃棄物の発生抑制や再資源化など、事業活動によって発生する様々な環境負荷の低減に配慮するものとします。県はこれらの取組を支援します。

特に、圏央道周辺の田園環境と調和を図るために、緑地空間の創出とエコ・カーの導入促進について配慮するものとし、県はその取組を支援します。



図 2.10.9 公園・緑地計画図



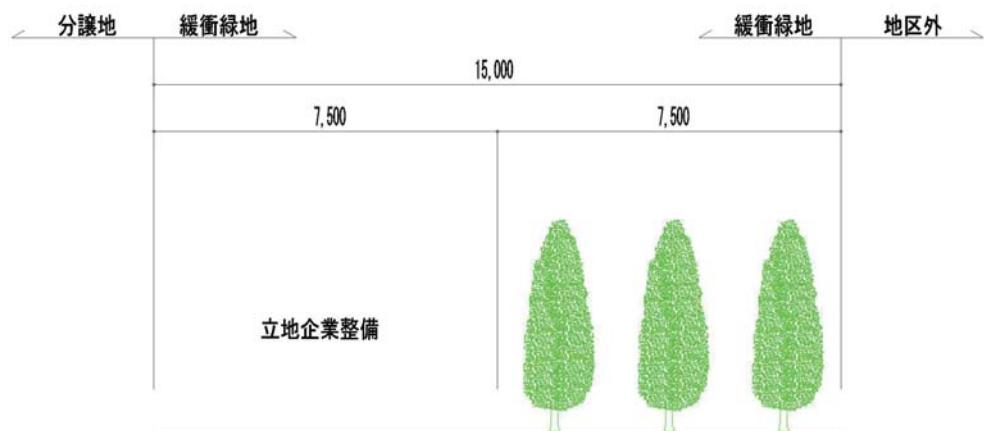
公園 1 計画平面図



公園 2 計画平面図

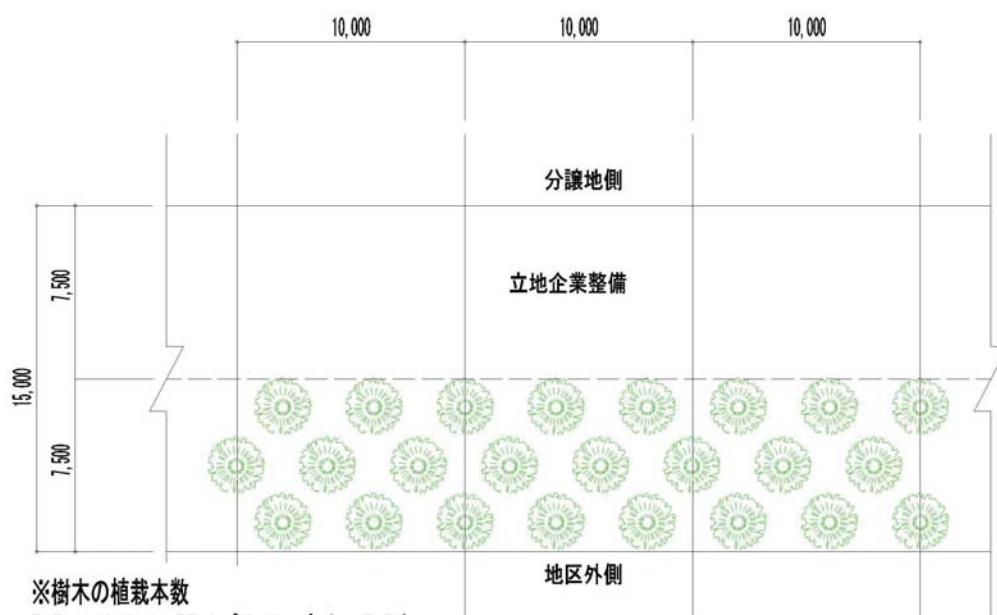
図 2.10.10 公園整備イメージ

標準断面図
(イメージ図)



標準断面図

緩衝緑地パターン図



緩衝緑地パターン

図 2.10.11 緩衝緑地整備イメージ

2-10-9 消防水利計画

消防水利は、常時貯水量が 40 m³以上、または取水可能水量が 1.0 m³/min 以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものを整備する計画である。

計画地内の消防水利に至る距離は、工業系への用途変更を前提に 100m とし、消火栓及び防火水槽を所定の配置に整備する計画である。

2-11 工事計画

2-11-1 工事工程

工事工程は、表 2.11.1 に示すとおり、平成 27 年度後半から開始し、平成 28 年度までに準備・防災工事から公園・雑工事までの造成工事を完了させ、平成 29 年度からは進出企業による建築工事が開始できるようにする計画である。

なお、作業日は原則として日曜日を除く 8 時から 18 時までとし、前後 1 時間は工事の準備及び片付け等を実施する計画である。

表 2.11.1 工事工程表

| 年度 | 平成 27 年度 | | | | 平成 28 年度 | | | | | | | | | | | | 平成 29 年度 | | | | |
|-------------|----------------|---|---|---|----------|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|
| 延べ月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 造成工事 | 準備・防災工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土工事 (掘削・盛土) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 排水工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 道路工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上・下水道工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公園・雑工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進出企業による建築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | → |

2-11-2 工事の概要

1) 準備・防災工事

準備工事としては、工事中の環境保全措置の実施のための現状確認のほか、計画地内に存在する樹木の伐採など、土工事を進める下準備を行う。

また、土側溝による仮設水路の設置を行う。

防災工事としては、仮設の沈砂池を先だって設置する。

2) 土工事（掘削・盛土）

防災用の仮設沈砂池の機能が確保でき次第、造成工事に取り掛かる。盛土に先行して調整池整備を進める。盛土は計画地外からの搬入土を使用するほか、調整池の掘削土についても再利用していく。なお、盛土後は、沈下板等の観測機器を設置し、沈下量の観測を行う。

3) 排水工事

盛土による圧密沈下の収束を待って排水工事を進める。雨水排水については、造成面に表面排水勾配を確保し、道路内に設ける可変側溝で集水し調整池に導くこととする。

汚水排水工事は、汚水管で公共下水道へ接続する。

4) 道路工事、上・下水道工事

排水工事と並行して、盛土による圧密沈下の収束を待って道路整備工事並びに上・下水道等の埋設工事を行う。路盤・舗装工事で路床の支持力が確保できない場合は、路床改良を行う。

5) 公園・雑工事

順次、公園整備工事、緑化工事、道路付帯工事等を進め、造成工事を完了する。

6) 進出企業建築工事

進出企業建築工事は、各進出企業により、準備・仮設工事、杭工事、土工事、基礎躯体工事、地上躯体工事、内・外装工事等が行われるものと想定される。

2-11-3 資材運搬等の車両運行計画

1) 資材運搬等の車両の主要な走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2.11.1 に示すとおりである。

資材運搬等の車両は、県道西宝珠花屏風線、主要地方道松伏春日部関宿線を経て、国道 4 号バイパスに至る経路を計画している。

また、計画地の出入口については、県道西宝珠花屏風線沿いに北側敷地と南側敷地へのゲートを設ける計画である。

2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両の発生台数が最大となるのは、工事開始後 9 ヶ月目の主として土工事を実施している時期であり、この時期の車両台数は、2,455 台/月・片道（大型車 2,285 台/月、小型車 170 台/月）を計画している。

なお、資材運搬等の車両の走行時間帯は、原則として 7 時から 19 時までとする計画である。

工事期間中の資材運搬等の車両の台数に関する詳細については、資料編（p.9）に示すとおりである。

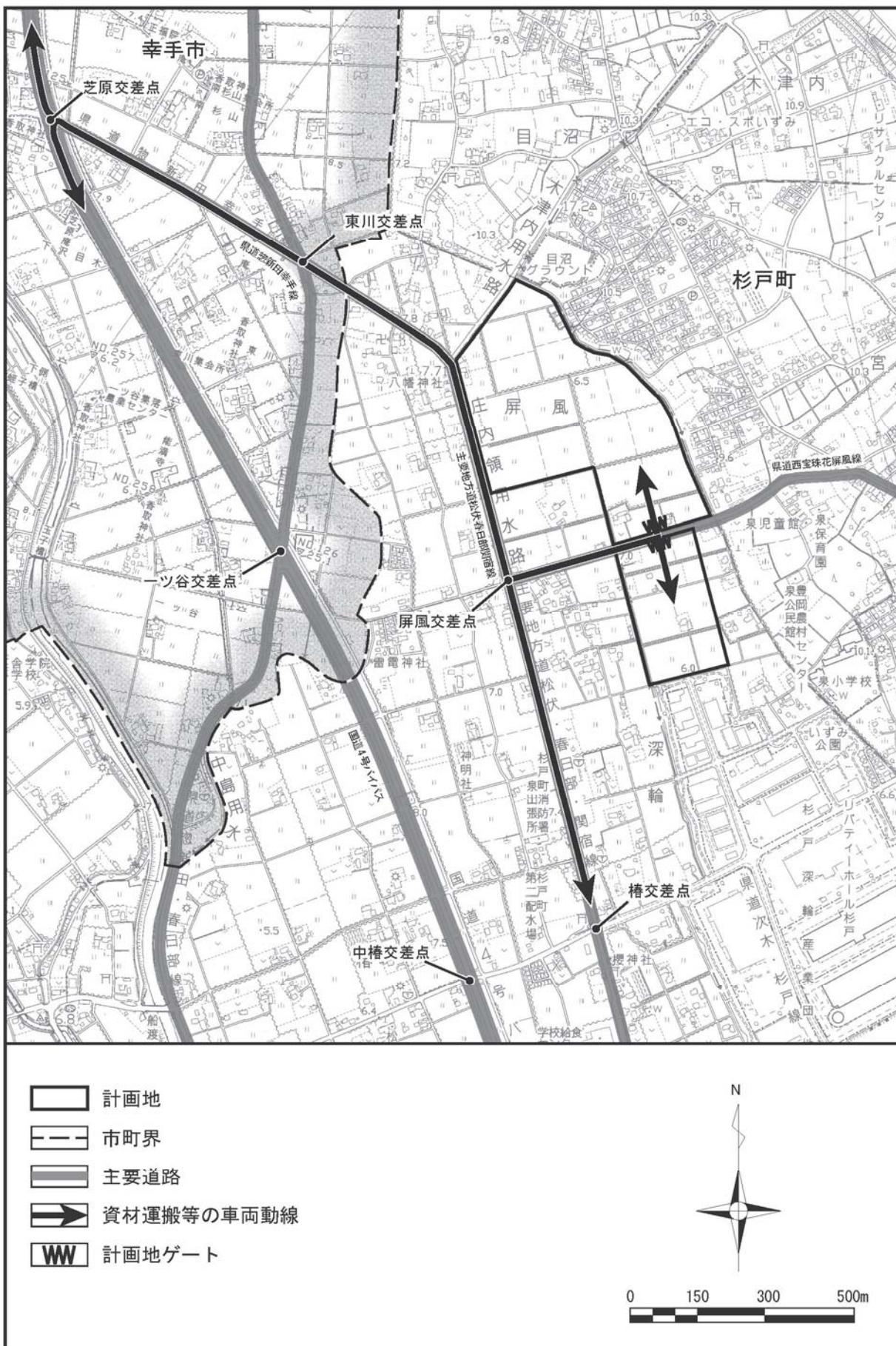


図 2.11.1 資材等運搬車両の予定走行経路

2-11-4 建設機械の稼働計画

建設機械の稼働台数が最大となるのは、工事開始後 11 ヶ月目の土工事、調整池工事、道路工事等が重複する時期であり、この時期の稼働台数は、計画地内で 480 台/月を計画している（稼働台数の詳細は資料編 p. 9 参照）。

なお、建設機械の稼働時間帯は、原則として 8 時から 18 時までとする計画である。

2-11-5 造成計画

1) 造成計画

本事業の造成に伴い生じる土工量は表 2.11.2、造成計画平面図及び断面図は図 2.11.2 及び図 2.11.3 に示すとおりである。

計画地は、周辺の道路等より僅かに低く、宅地や畠が点在するものの、大半が農耕地（水田）として利用されている。

そのため、造成にあたっては、準備・防災工事後、区域外からの搬入土により盛土を行う計画である。盛土により、計画地盤高は現在の標高から 0.31～1.16m 程度上がり、4 画地の平均計画高としては T.P. 6.59～7.28m とする計画である。

表 2.11.2 造成土工量

| 項目 | 土量 (m ³) | 備考 |
|--------|----------------------|--------------|
| 盛土 | 約 271,000 | |
| 切土流用土量 | 約 36,000 | 調整池切土量 × 0.9 |
| 盛土量 | 約 235,000 | |
| 搬入土量 | 約 261,000 | 盛土量 × 1.11 |

資料) 「杉戸屏風深輪地区産業団地基本計画修正業務委託 基本設計報告書」
(平成 26 年 3 月、埼玉県企業局地域整備事務所)

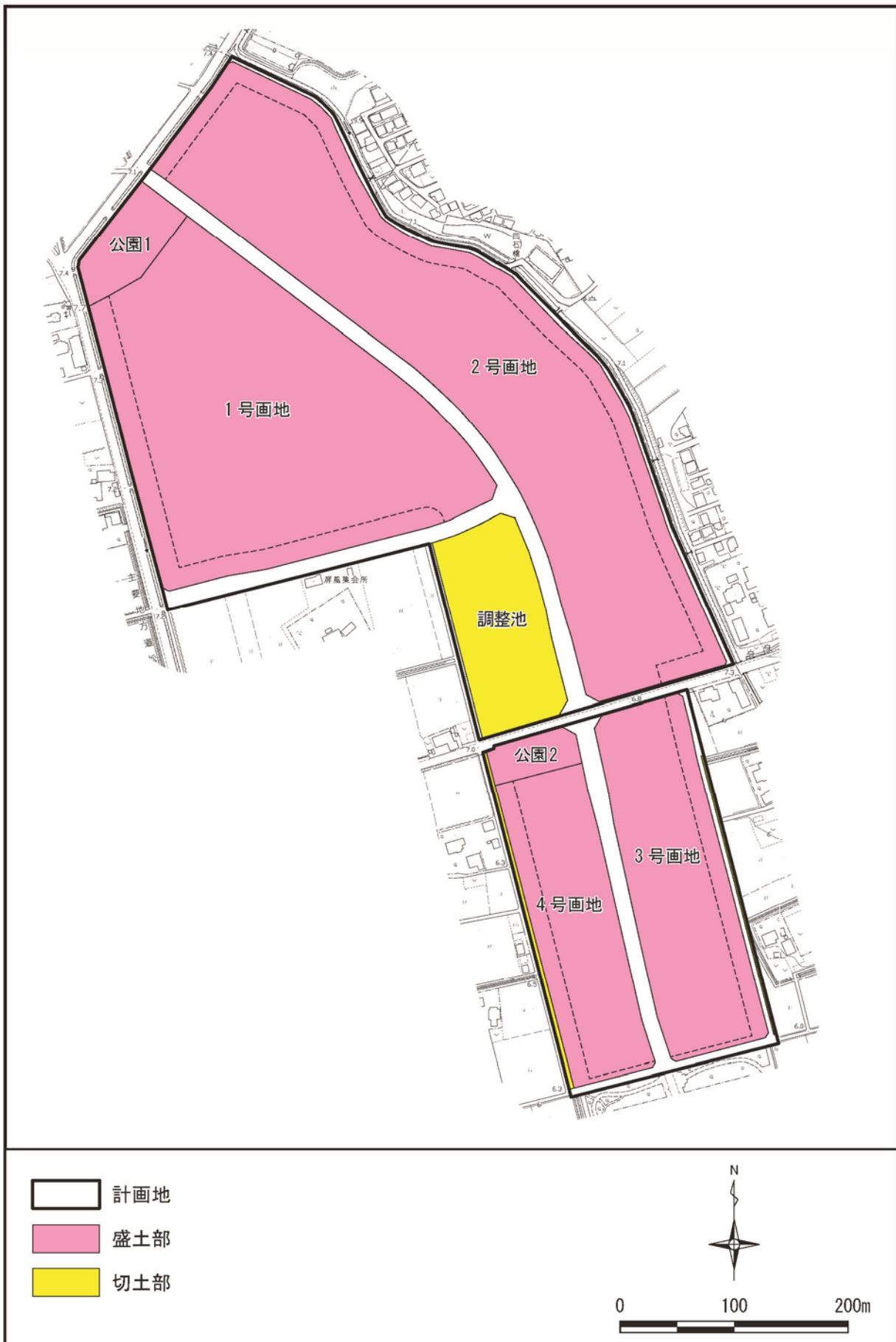


図 2.11.2 造成計画平面図

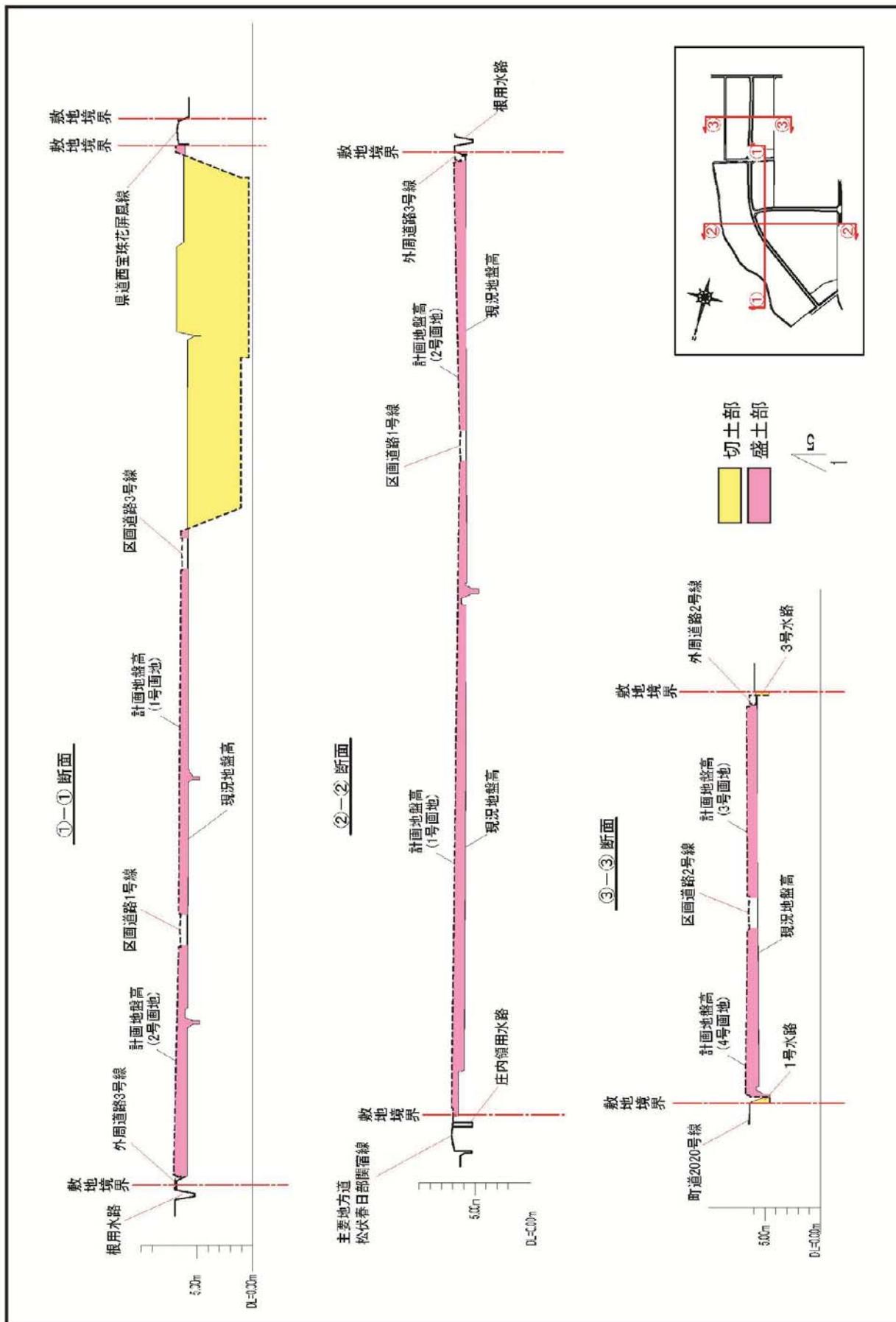


図 2.11.3 造成計画断面図

2) 運土計画

土工段階を示した内容は、表 2.11.3、造成段階図は図 2.11.4 に示すとおりである。

本事業の主要な土工事は、調整池掘削を先行し、県道西宝珠花屏風線からそれぞれ南北に向かって段階的に盛土を行っていく計画である。

具体的には、計画地南側の 2-4、3-1、4-1 から盛土を始め、南側の盛土を済ませた後に 1-1～3、2-1～2 の盛土を行う計画である。

調整池掘削により生ずる掘削土は、一時的に仮置きし、主に段階 4 の 1-3 の盛土材として再利用していく計画である。

なお、各段階の土工事期間は概ね 2 ヶ月、全体で 10 ヶ月間として計画している。

表 2.11.3 土工段階表

単位 : m³

| 手段 | 区画 | 土工事面積 | 段階 1 | 段階 2 | 段階 3 | 段階 4 | 段階 5 | 計 |
|------|-----------|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 切土 | 調整池 | 約 14,350 | (42,000) | | | | | (42,000) |
| 盛土 | 1 号 画地 | 1-1 | 約 23,000 | | | | 31,000 | 31,000 |
| | | 1-2 | 約 23,000 | | | 20,000 | 11,000 | 31,000 |
| | | 1-3 | 約 25,720 | | | 36,000 | | 36,000 |
| | 2 号 画地 | 2-1 | 約 18,900 | | 28,000 | | | 28,000 |
| | | 2-2 | 約 18,900 | | 28,000 | | | 28,000 |
| | | 2-3 | 約 18,900 | 28,000 | | | | 28,000 |
| | | 2-4 | 約 18,900 | 27,000 | | | | 27,000 |
| | 3 号 画地 | 3-1 | 約 13,500 | 16,000 | | | | 16,000 |
| | | 3-2 | 約 13,500 | | 16,000 | | | 16,000 |
| | 4 号 画地 | 4-1 | 約 11,780 | 15,000 | | | | 15,000 |
| | | 4-2 | 約 11,780 | | 15,000 | | | 15,000 |
| 総盛土量 | | 約 212,230 | 58,000 | 59,000 | 56,000 | 56,000 | 42,000 | 271,000 |

調整池の()は発生土量を示す。

※土工事面積には水路等は含めていない。

3) 防災計画

本事業の工事中に実施する防災計画は、図 2.11.5 に示すとおりである。

工事中の雨水排水の調整は、本設調整池により行うが、本設調整池が完成するまでは、仮設沈砂池を整備することで対応する計画であり、工事中に降った降雨は、既存水路及び仮設水路により本設調整池又は仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する計画である。

なお、仮設沈砂池については、造成工事の進捗等に応じ、設置数を増やす等、柔軟な対応により造成工事を進める計画である。

造成箇所は、速やかに転圧等を進めるほか、敷地境界付近においては防災小堤を整備することで、造成範囲内の集水効果を図るとともに、降雨による土砂流出を防止する。

また、工事中には区域への第三者の立入りを防止する仮囲い、看板等を設けるとともに、工事関係者の安全教育を徹底し、災害の未然防止に努める計画である。

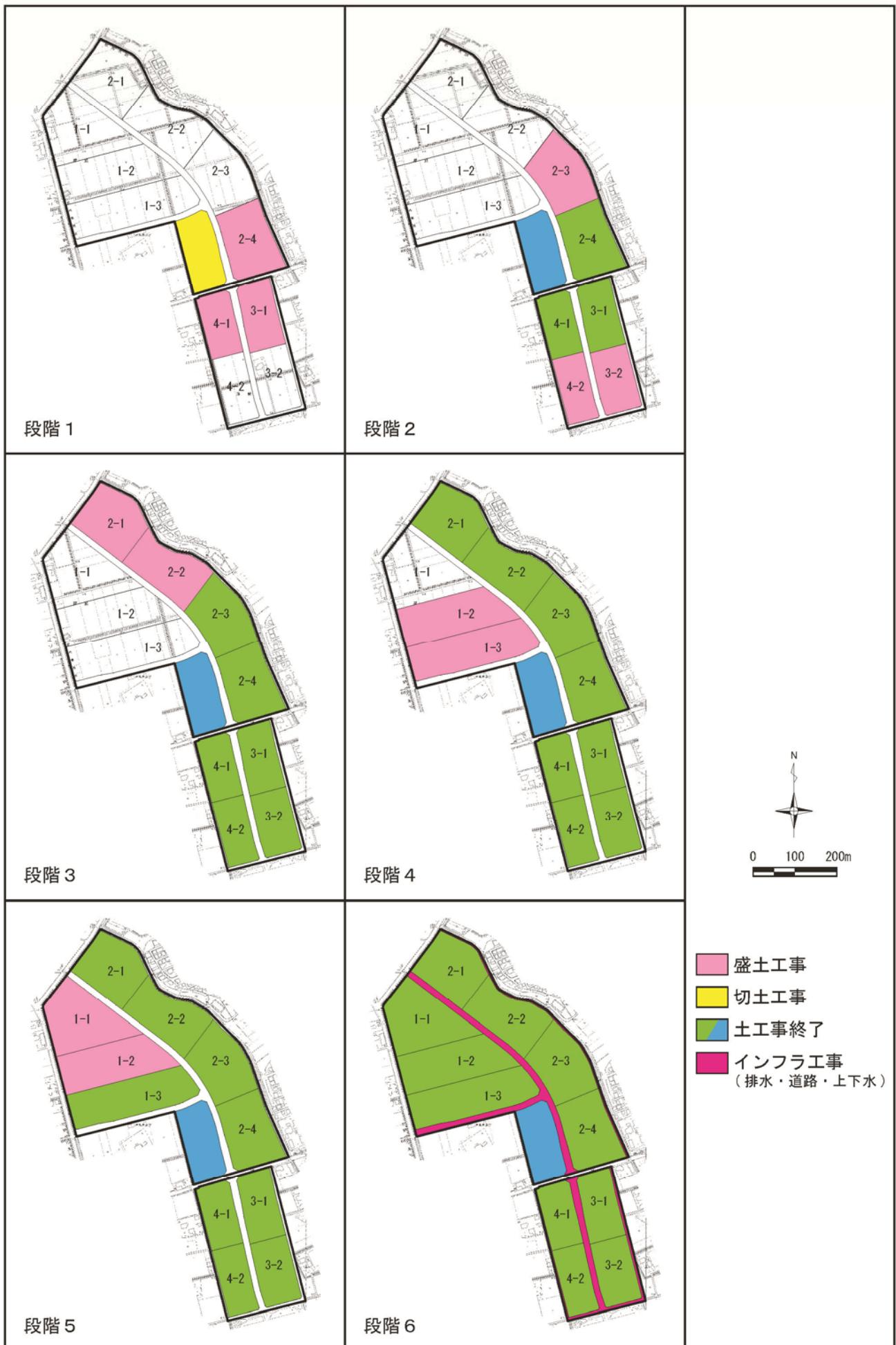


図 2.11.4 造成段階（土工事）図

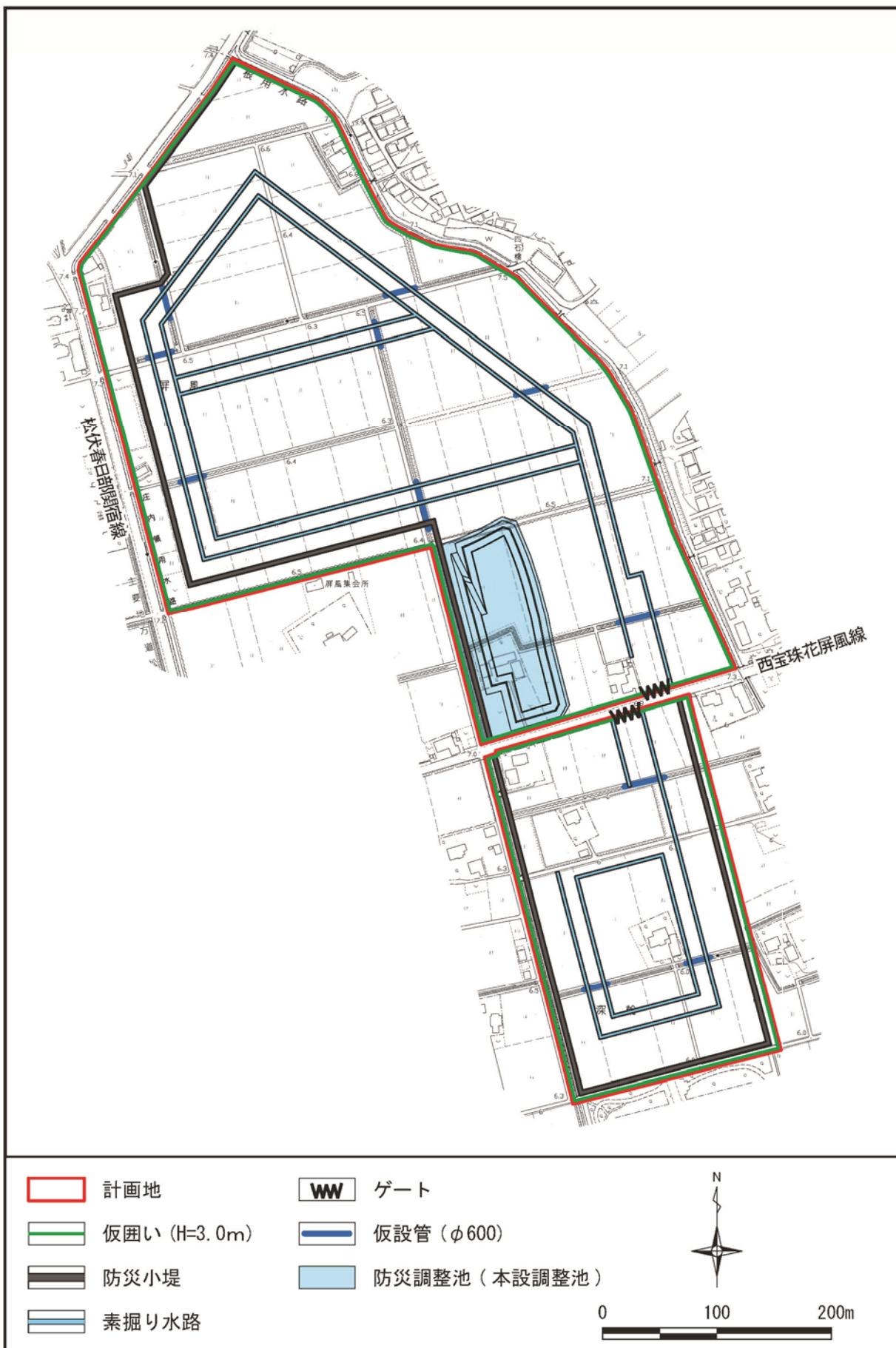


図 2.11.5 仮設防災計画図

2-11-6 工事中における環境保全対策

工事にあたっては、以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく計画である。

1) 大気質

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械については、排出ガス対策型の建設機械の使用に努める。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、排出ガスの発生抑制に努める。
- ・建設機械の不必要的な空吹かしや過負荷運転の抑制を指導する。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車を採用する。
- ・資材運搬等の車両の不必要的な空吹かしの抑制やアイドリングストップの励行を指導する。
- ・ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。

(3) 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、強風時の散水、工事区域を出る車両のタイヤ洗浄等の対策を講じる。
- ・計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。

2) 騒音、振動

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音、振動の影響

- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械については、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・建設機械の不必要的な空吹かしや過負荷運転の抑制、アイドリングストップの励行を指導する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・住居等に近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音、振動の影響

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の不必要的な空吹かしの抑制やアイドリングストップの励行を指導する。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

3) 水質

- ・濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。
- ・必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。
- ・造成箇所は速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近においては防災小堤を整備する。
- ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。

4) 土壌、地盤

- ・汚染土を搬入することが無いように、搬入土を適切に管理する。
- ・汚染土壤が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例に基づき適切に処理する。
- ・地盤性状にあわせた適切な工法により工事を行う。
- ・工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する。

5) 生物（動物、植物、生態系）

- ・計画地周囲の緩衝緑地の整備にあたっては、計画地周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・工事中に発生する濁水の流出防止を行い、下流域の生物への影響を低減する。
- ・保全すべき動物・植物種については、必要に応じて移植等の環境保全措置を検討する。
- ・工事区域以外の湿性地にむやみに立ち入らない等、残存する生息・生育環境の保全に努める。

6) 廃棄物等

- ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- ・工事中における残土は、再利用等の促進を図る。

7) 温室効果ガス等

- ・建設機械のアイドリングストップの励行を指導する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するよう努める。

2-12 環境の保全についての配慮事項

対象事業の計画策定における環境の保全に係る配慮事項は以下に示すとおりである。

2-12-1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び杉戸町によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表 2.12.1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項は、表 2.12.2(1)～(3) 及び表 2.12.3(1)～(3) に整理したとおりである。

表 2.12.1 対象事業と関連のある公的な計画等

| 自治体 | 公的な計画等の名称 | |
|-----|--|----------------|
| 埼玉県 | 埼玉県景観アクションプラン | (平成 18 年 3 月) |
| | 埼玉県景観計画 | (平成 19 年 8 月) |
| | ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 〈埼玉県地球温暖化対策実行計画〉 | (平成 21 年 2 月) |
| | 第 4 次埼玉県国土利用計画 | (平成 22 年 12 月) |
| | 第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画 | (平成 23 年 3 月) |
| | 埼玉県 5 か年計画 | (平成 24 年 6 月) |
| | 埼玉県環境基本計画（第 4 次） | (平成 24 年 7 月) |
| | 埼玉県広域緑地計画 | (平成 24 年 7 月) |
| | 埼玉県土地利用基本計画 | (平成 25 年 2 月) |
| 杉戸町 | 田園都市産業ゾーン基本方針（H25～28） | (平成 25 年 4 月) |
| | 杉戸町緑の基本計画 | (平成 15 年 3 月) |
| | 杉戸町都市計画マスタープラン | (平成 20 年 3 月) |
| | 杉戸町農業振興地域整備計画 | (平成 20 年 3 月) |
| | 第 5 次杉戸町総合振興計画 | (平成 23 年 3 月) |
| | 第 3 次杉戸町国土利用計画 | (平成 23 年 3 月) |
| | 杉戸町環境基本計画 第 3 期実施計画 | (平成 25 年 3 月) |

表 2.12.2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|---|--|---|
| 埼玉県景観アクションプラン (平成 18 年 3 月) | <p>県内の計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、身近な緑の保全・活用、水辺を活かした景観の創造に十分留意する。 ・進出企業に対しては、建築物等の存在に際して、景観を阻害する要因を抑制するよう、働きかける。 |
| 埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月) | <p>計画地は「田園区域」に属している。周辺地域は大部分が「田園区域」に、一部が「都市区域」に属している。以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。 |
| ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 21 年 2 月) | <p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <p>2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 25% 削減する。</p> <p>【温暖化対策の 7 つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全 (CO₂ 吸収源対策) ・低炭素社会への環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス (CO₂) の吸収源対策として、計画地内に緑地を整備する。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 |
| 第 4 次 埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月) | <p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【国土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 |
| 第 7 次埼玉県 廃棄物処理基本計画 (平成 23 年 3 月) | <p>・県内の産業廃棄物処理に関連して、本県が目指す循環型社会実現のための「生活」、「地域社会」、「産業」の将来像を定め、その目標値が示されている。</p> <p>【目標値（産業廃棄物）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量を、平成 20 年度より 19% 削減した 169 千トンとする。 ・最終処分率を平成 20 年度の 1.6% から 1.3% に削減する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。 ・進出企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。 |

表 2.12.2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|---|--|--|
| 埼玉県 5 か年計画 (平成 24 年度～28 年度) －安心・成長・自立自尊 の埼玉へ－ (平成 24 年 6 月) | <p>平成 24 年度からの 5 か年計画であり、分野別施策の体系「IV 環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりと川を再生し自然と共に存する ・エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・環境負荷の少ない循環型社会を創造する <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの再生（身近な緑の保全・創造活用） ・みどりの再生（多様で健全な森林の整備・保全） ・川の再生 ・生物多様性保全の推進 ・環境に配慮した産業社会の構築 ・低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・再生可能エネルギーの活用推進 ・公害のない安全な地域環境の保全 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。 ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・進出企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう、適切に配慮する。 |
| 埼玉県環境基本計画 (第 4 次) (平成 24 年 7 月) | <p>4 つの長期的目標と、各目標に対応した、環境の保全と創造に関する施策展開の方向が示されている。</p> <p>I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大気環境の保全 2 公共用水域・地下水及び土壤の汚染防止 3 化学物質対策の推進 4 身近な生活環境の保全 5 水循環の健全化と地盤環境の保全 6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 <p>II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 河川等の保全と再生 8 みどりの保全と再生 9 森林の整備と保全 10 生物多様性の保全 <p>III 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 地球温暖化対策の総合的推進 12 ヒートアイランド対策の推進 13 再生可能エネルギーの活用 14 環境に配慮した交通の実現 <p>IV 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 環境に配慮した産業・地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・計画地内に緑地を整備する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。 |

表 2.12.2(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|--|--|--|
| 埼玉県広域緑地計画 (平成 24 年 7 月) | <p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核」をいかす ・「緑の拠点」をつくる ・「緑の形成軸」でつなぐ <p>【地形別の配慮事項（低地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。 |
| 第 5 次埼玉県 土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月改訂) | <p>計画地及び周辺地域は、「圏央道地域」に属しており、計画地及び周辺地域に関する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 |
| 田園都市産業ゾーン 基本方針 (H25～H28) (平成 25 年 4 月) | <p>圏央道インターチェンジから概ね 5km の範囲内に位置する計画地及び周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用される。以下の事項が示されている。</p> <p>【産業基盤づくりの基本の方針】</p> <p>【田園風景との調和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業地の規模に応じて屋敷林をイメージする高木植栽空間の配置を求める。 ・産業基盤づくりにおいて、既存の樹林地を含む場合には、一定割合の保全を求める。 ・圏央道沿線の緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐため、県と沿線市町が連携し乱開発の抑止に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「周辺環境と調和を図り、ふるさと埼玉の原風景を守ること」を念頭に、埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。 |

表 2.12.3(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（杉戸町）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|--------------------------------------|--|--|
| 杉戸町緑の基本計画 (平成 15 年 3 月) | <p>基本理念として、「田園景観を構成する緑の保全・活用」を骨格として、住民とともに守り、育て、活用していくことと設定している。</p> <p>また、緑づくりのイメージとして、水田地帯の豊かな水辺や緑の環境の回復を図りながら、まちづくりとの共存を目指した“田園のまち”づくりを目標として掲げている。</p> <p>緑の将来像を実現するために、以下の基本方針を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 杉戸町の緑の特徴を示す田園景観を積極的に保全・活用する。 ・ 身近な水辺環境をより親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。 ・ 地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。 ・ 身近に利用できる公園・緑化を提供する。住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。 |
| 杉戸町都市計画 マスターplan (平成 20 年 3 月) | <p>計画地は「泉地域」に属し、整備のポイント及びまちづくり方針が示されている。</p> <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的環境と調和した活力あふれる地域 <p>【まちづくりの基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存農地・集落と新規の工業系土地利用との共存 ・ 広がりのある農地と河川、屋敷林による田園風景の保全 ・ 沿道型土地利用の誘導（国道 4 号バイパス沿道） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・ 埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。 |
| 杉戸町農業振興地域整備計画 (平成 20 年 3 月) | <p>杉戸町は、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進に向け、各計画が検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤の整備開発計画 ・ 農用地等の保全計画 ・ 農業経営の季語の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ・ 農業近代化施設の整備計画 ・ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ・ 農業従事者の安定的な就業の促進計画 ・ 生活環境施設の整備計画 <p>このうち、「農業従事者の安定的な就業の促進計画」では、杉戸町の全農家のうち兼業農家が 9 割強を占めていること背景に、産業団地等の整備等で、農業従事者の安定的な就業の場・機会の拡大が予想されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施を契機とした各計画の推進 |

表 2.12.3(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（杉戸町）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|-------------------------------|---|--|
| 第5次 杉戸町総合振興計画 (平成23年3月) | <p>目指す将来像として、「手を取り合い 未来を築こう みんなでつくる 心豊かに暮らせるまち 杉戸～住みごこち 100%のまちづくり～」を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地及びその周辺は、「工業系開発検討ゾーン」に区分され、以下の土地利用方針が設定されている。 ・(仮称) 屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進する。 <p>さらに、環境に関する施策としては、以下に示す内容が示されている。</p> <p>〔循環社会の形成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクル等、「ごみゼロ」に向けた取り組みを進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ、一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組む。 <p>〔環境の保全〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」に基づき、自然環境と調和した、住民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進する。 <p>〔公園・緑地・水辺の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を活かした魅力ある公園・緑地・水辺の整備促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園・緑地を整備する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 |
| 第3次 杉戸町国土利用計画 (平成23年3月) | <p>環境の保全と美しい町土の形成のために必要な措置として、以下の内容が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの導入、市街地における環境改善のための緑地等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築等、適切な土地利用を図る。また、二酸化炭素を吸収する機能を有する森林や市街地等の緑の適切な保全・整備を図る。 ・循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。 ・生活環境の保全を図るために、大気汚染、騒音などの著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所などの適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。 ・緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。 ・農用地や森林の適切な維持管理、環境用水の確保、水辺地などの保全による河川の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。 ・水質保全に資するよう、下水道への接続を | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。 ・埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。 ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。 ・進出企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・計画地内に緑地を整備する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 <p>(次ページへ続く)</p> |

表 2.12.3(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（杉戸町）

| 計画等の名称 | 対象事業に関する内容 | 対象事業における配慮事項 |
|-----------------------------------|--|---|
| 第3次 杉戸町国土利用計画 (平成23年3月) | <p>(前ページからの続き)</p> <p>促進し、生活排水、工場・事業所の排水による水質汚濁の防止を図るとともに、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するとともに、自然観察路等の整備により、町内に残る自然とふれあえる場の創出を図る。 ・また、自然が減少した地域に関しては、自然の創出と保全を図る。 ・歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護などを図るため、開発行為等の規制を行う。 ・また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。 ・良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業などの位置・規模などの検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境への配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。 | <p>(前ページからの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。 |
| 杉戸町環境基本計画 第3期実施計画 (平成25年3月) | <p>平成15年3月に策定された杉戸町環境基本計画は、20年間の長期的な目標となっている。本実施計画は平成25～29年度までの5年間に、環境基本計画で定められた主要項目・目標の達成に必要な事業(具体的な施策)を示し、事業計画を策定するものである。5年間で重点的に実施する事業は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島新田調節池のビオトープの利活用 ・川のまるごと再生プロジェクトの推進 ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ・太陽光発電システムの普及・啓発・導入 ・空間放射線量・給食食材における放射性物質の測定及び公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対して、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球温暖化対策の推進を働きかける。 ・工事の施工や車両の走行等に伴い、交通公害の解消を目指し適切に配慮する。 |

2-12-2 回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象地域

1) 法律又は条例の規定により指定された地域

計画地及びその周辺地域（計画地の周囲3km以内の地域のうち計画地を除く範囲：調査範囲）における、自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域等の状況は、表2.12.4(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は、鳥獣保護区、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

表2.12.4(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

| 地域その他の対象 | | 指定等の有無 | | 関係法令 |
|----------|----------|------------------|------|-------------|
| | | 計画地 | 調査範囲 | |
| 自然保護関連 | 自然公園 | 国立公園 | × | × |
| | | 国定公園 | × | × |
| | | | × | 自然公園法 |
| | | 県立自然公園 | × | 埼玉県立自然公園条例 |
| | | | × | 千葉県立自然公園条例 |
| | 自然環境保全地域 | 原生自然環境保全地域 | × | × |
| | | | × | 自然環境保全法 |
| | | 自然環境保全地域 | × | 埼玉県自然環境保全条例 |
| | | | × | 千葉県自然環境保全条例 |
| | | | × | 茨城県自然環境保全条例 |
| | 自然遺産 | | × | 世界遺産条例 |
| 緑地 | 緑地 | 近郊緑地保全区域 | × | ○ |
| | | 特別緑地保全地区 | × | × |
| | | ふるさとの緑の景観地 | × | × |
| | | ふるさとの並木道 | × | × |
| | | ふるさとの森等 | × | × |
| | | 緑地環境保全地域 | × | × |
| | | | × | 千葉県自然環境保全条例 |
| | 動植物保護 | | × | 茨城県自然環境保全条例 |
| | | 生息地等保護区 | × | × |
| | | 特別保護区 | × | × |
| | | 鳥獣保護区 | × | ○ |
| | | 特定猟具使用禁止区域(銃) | ○ | ○ |
| | | 指定猟法禁止区域 | × | × |
| | | 登録簿に挙げられている湿地の区域 | × | × |
| | | | × | ラムサール条約 |

表 2.12.4(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

| 地域その他の対象 | | 指定等の有無 | | 関係法令 |
|----------|----------------------------|--------|------|-----------------------|
| | | 計画地 | 調査範囲 | |
| 国土防災関連 | 急傾斜地崩壊危険区域 | × | × | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| | 地すべり防止区域 | × | × | 地すべり等防止法 |
| | 砂防指定地 | × | × | 砂防法 |
| | 保安林 | × | × | 森林法 |
| | 河川区域 | × | ○ | 河川法 |
| | 河川保全区域 | × | ○ | |
| | 土砂災害警戒区域 | × | × | 土砂災害防止法 |
| | 地下水採取規制区域 | × | × | 工業用水法 |
| | | × | × | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 |
| | | ○ | ○ | 埼玉県生活環境保全条例 |
| | | × | ○ | 千葉県環境保全条例 |
| | | × | ○ | 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例 |
| 土地利用関係 | 都市地域 | ○ | ○ | 都市計画法 |
| | 市街化区域 | × | ○ | |
| | 市街化調整区域 | ○ | ○ | |
| | その他の用途地域 | × | × | |
| | 農業地域 | ○ | ○ | 農業振興地域の整備に関する法律 |
| | 農用地区域 | ○ | ○ | |
| | 森林地域 | × | ○ | |
| | 国有林 | × | × | |
| | 地域森林計画対象民有林 | × | ○ | |
| | 保安林 | × | × | 森林法 |
| 文化財保護法 | 史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定) | × | × | 文化財保護法 |
| | | × | ○ | 埼玉県文化財保護条例 |
| | | × | × | 千葉県文化財保護条例 |
| | | × | × | 茨城県文化財保護条例 |
| | | × | ○ | 幸手市文化財保護条例 |
| | | × | ○ | 春日部市文化財保護条例 |
| | | × | ○ | 杉戸町文化財保護条例 |
| | | × | × | 宮代町文化財保護条例 |
| | | × | ○ | 野田市文化財保護条例 |
| | | × | ○ | 境町文化財保護条例 |
| 景観保全 | 風致地区 | × | × | 都市計画法 |
| | 景観計画区域（一般課題対応区域） | ○ | ○ | 埼玉県景観条例 |
| | 景観計画区域（特定課題対応区域） | × | ○ | |
| | 景観計画区域（景観形成推進区域） | × | × | |
| | 都市景観形成重点地区 | × | × | 春日部市都市景観条例 |
| | 景観計画 | × | × | 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例 |
| | 景観形成地区 | × | × | 茨城県景観形成条例 |

2) その他の配慮すべき地域

計画地及びその周辺地域には、表 2.12.5 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 2.12.5 配慮されるべき地域とその分布状況

| 区分 | 配慮されるべき地域 | | 計画地での該当の有無 |
|--|---|---|--|
| 環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項 | 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域 | △ | 周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が分布する。 |
| | 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域 | ○ | 計画地及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。 |
| | 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| | 水道水源水域及び湧水池につながる地下水 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| | 水田、ため池、農業用水路等の保水機能 | ○ | 計画地及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。 |
| | 現状の地形を活かした土地の改変量抑制 | × | 現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。 |
| | 重要な地形、地質及び自然現象 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項 | 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| | 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境 | △ | 周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。 |
| | 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項 | 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避 | ○ | 計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。 |
| | 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を作っている景観 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| | 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境 | △ | 周辺地域には屋敷林が分布する。 |
| | すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場 | × | 計画地及びその周辺地域には分布しない。 |
| | 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場 | △ | 周辺地域には江戸川等の水辺地や公園等の身近な緑が分布する。 |
| | 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気 | △ | 周辺地域には、国、県、市、町指定の文化財が分布する。 |

注) ○ : 計画地が該当する

△ : 計画地は該当しないが周辺地域は該当する

× : 計画地及びその周辺地域は該当しない

2-12-3 対象事業の立地回避が困難な理由

1) 計画地において対象事業を実施することが必要な理由

杉戸町は、北側の約半分が幸手 IC(仮称)の 5km 圏内にあることから、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

これらポテンシャルを勘案し、「第 3 次杉戸町国土利用計画」(平成 23 年 3 月、杉戸町) 及び「第 5 次杉戸町総合振興計画」(平成 23 年 3 月、杉戸町) 等において、計画地及びその周辺は、「工業系開発検討ゾーン」に区分され、「(仮称) 屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進する」との土地利用方針が明記されている。

2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は、北側の約半分が幸手 IC(仮称)の 5km 圏内にあることから、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であり、また、前述したとおり、「第 3 次杉戸町国土利用計画」(平成 23 年 3 月、杉戸町) 及び「第 5 次杉戸町総合振興計画」(平成 23 年 3 月、杉戸町) 等において、計画地及びその周辺は、「工業系開発検討ゾーン」に区分され、「(仮称) 屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進する」との土地利用方針が明記されていることから、実施区域の変更は困難である。

2-12-4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

本事業の実施による影響の回避又は低減措置については、表 2.12.4(1)～(2)及び表

2.12.5に示した内容を考慮して検討を行った。

検討結果は、表 2.12.6 に示すとおりである。

表 2.12.6 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

| 区分 | 調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容 | 今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針 | 配慮が困難な事項及びその理由 |
|--|---|--|----------------|
| 環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項 | 特になし | <p>計画地に近接して住居等が分布するため、これら住居地域への影響の回避又は低減に努める。</p> <p>また、地域の環境として環境基準等を上回る地域が存在する場合は、現地調査の状況に応じて、既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努める。</p> <p>計画地に近接する水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努める。</p> | 特になし |
| 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項 | 生物多様性の確保等を目的として、計画地内に緩衝緑地帯を整備する。 | <p>貴重とされている動物種及び植物種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。</p> <p>動物及び植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。</p> | 特になし |
| 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項 | 人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、計画地内に公園や緩衝緑地帯を整備する。 | 屋敷林、水田等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努める。 | 特になし |
| 環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項 | 二酸化炭素の吸収源対策として、外周緑地の整備に努める。 | <p>廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。</p> <p>温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、各進出企業に対して、積極的な緑化を促す。</p> <p>温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として、各進出企業に対して、高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制等を促す。</p> | 特になし |